

木古内町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

(令和 3 年 12 月改訂)

(令和 4 年 8 月改訂)

木古内町

目 次

1章	はじめに	1
1	計画の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の対象施設	2
4	計画期間	3
2章	木古内町の現状	4
1	木古内町の概要	4
2	人口の推移と今後の見通し	5
3	財政の状況	7
3章	公共施設等の現状と今後の見通し	9
1	建築系公共施設の現状と今後の見通し	9
2	インフラ系公共施設の現状と今後の見通し	23
3	公共施設等全体のまとめ	35
4章	公共施設等を取り巻く課題の整理	37
5章	公共施設等マネジメントの理念と目的	38
1	計画の理念、目的	38
2	計画の推進体制	38
3	公共施設等のコスト、数量に関する数値目標	39
6章	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	40
1	人口減少を見据えた整備更新	40
2	住民ニーズへの適切な対応	41
3	民間活力導入の検討	42
7章	公共施設等の管理に関する実施方針	43
1	点検・診断等の実施方針	43
2	維持管理・修繕・更新等の実施方針	44
3	安全確保の実施方針	45
4	耐震化の実施方針	45
5	長寿命化の実施方針	45
6	ユニバーサルデザイン化の推進方針	46
7	脱炭素化の推進方針	47
8	統合や廃止の推進方針	47

8章	施設類型毎の管理に関する基本的な方針	49
1	建築系公共施設の管理に関する基本的な方針	49
2	土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針.....	52
9章	長寿命化対策を反映した今後の見込み	54
1	公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方.....	54
2	未利用施設等の活用や処分に関する基本方針	55
3	長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果	55
10章	総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策.....	57
1	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	57
2	P D C Aサイクルの推進方針	59

1章 はじめに

1 計画の背景と目的

木古内町では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらは時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては、人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「木古内町公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 3 月に策定しています。

その後、公共施設等総合管理計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

また、総務省では、総合管理計画の推進を総合的かつ効果的に図るとともに、計画について不断の見直しを実施し、充実させていくためとして、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成 30 年 2 月 27 日に改訂しており、その中で以下の事項を必須事項として計画に盛り込むことが示されています。

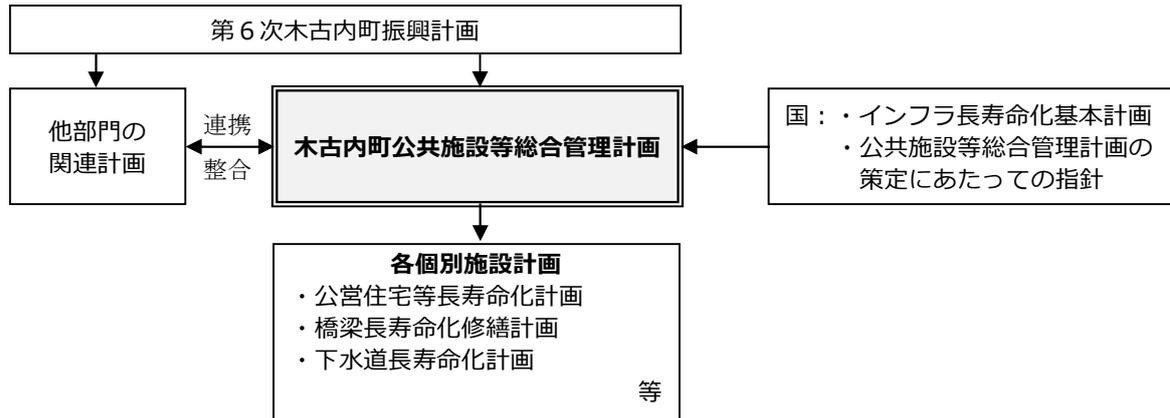
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①基本的事項<ul style="list-style-type: none">・策定年度、改訂年度、計画期間、施設保有量・現状や課題への認識②維持管理・更新等に係る経費<ul style="list-style-type: none">・現在かかっている維持管理経費・施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み・長寿命化対策を反映した場合の見込み、対策の効果額③公共施設等の管理に関する基本的な考え方<ul style="list-style-type: none">・公共施設等の管理（点検・診断、更新・長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合・廃止等）に係る方針・公共施設マネジメントの推進体制や進捗管理に係る方針④過去の実績<ul style="list-style-type: none">・過去に行った対策の概要、施設保有量の推移、有形固定資産減価償却率の推移 |
|--|

「木古内町公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」は、計画策定から 5 年が経過していることから、これまでの公共施設等の取組等について検証するとともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次木古内町振興計画」を上位計画として、公共施設等の管理等に
おける基本方針を示すものであり、施設別の具体的な取組み等については、各個別計
画等によって定めることとします。

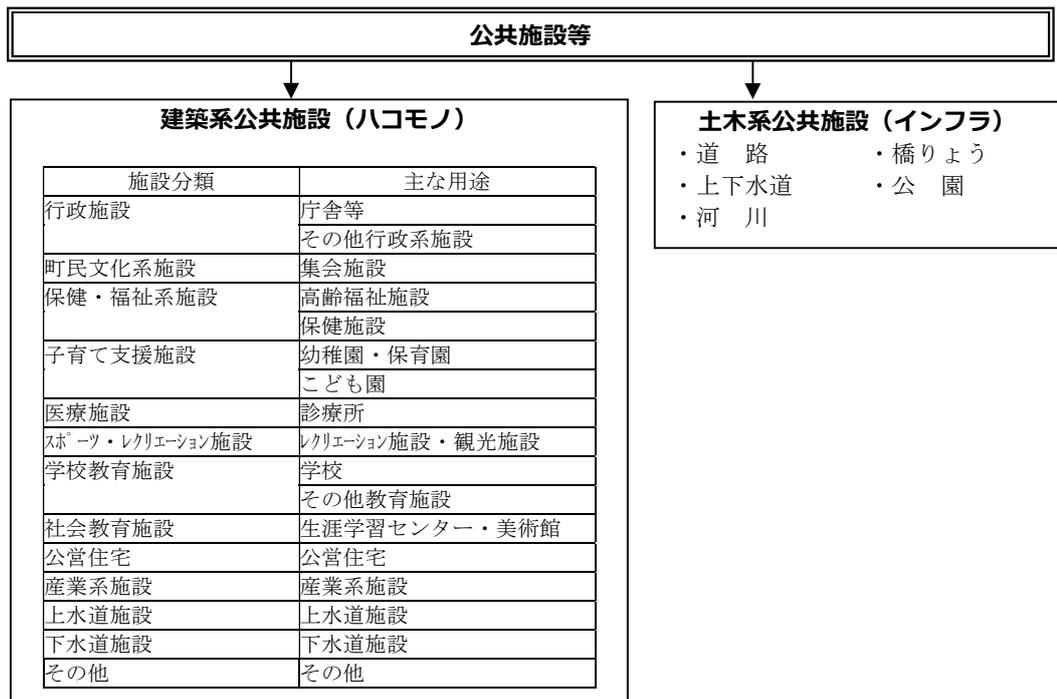
図 計画の位置づけ



3 計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設
(ハコモノ)」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフ
ラ）」で、町が保有する全ての施設及び土地とします。

図 対象となる公共施設等



4 計画期間

平成 29 年 3 月策定の当初計画では、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間の計画期間としていましたが、見直しに合わせて令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間の新たな計画期間とします。

なお、上位計画である第 6 次木古内町振興計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

図 計画期間



2章 木古内町の現状

1 木古内町の概要

木古内町は、津軽海峡に臨む渡島半島の南西部に位置し、総面積221.87km²を有し、そのうち197.96km²、約89%を山林が占めています。

南西は知内町に接し、北東に北斗市、北部は渡島山脈の分水嶺を境界として、檜山管内の上ノ国町および厚沢部町に接しています。

地形は、三方を渡島山脈の桂岳・梯子岳・袴腰岳等の山々に固まれ、南側は総延長約15kmの海岸線を有しています。渡島山系から流れ出る大小の河川の流域には平坦地が広がり集落を形成し、町の南部を流れる木古内川の下流には町の中心地があり、医療福祉施設や行政機関等が集まる市街地となっています。

図 木古内町位置図



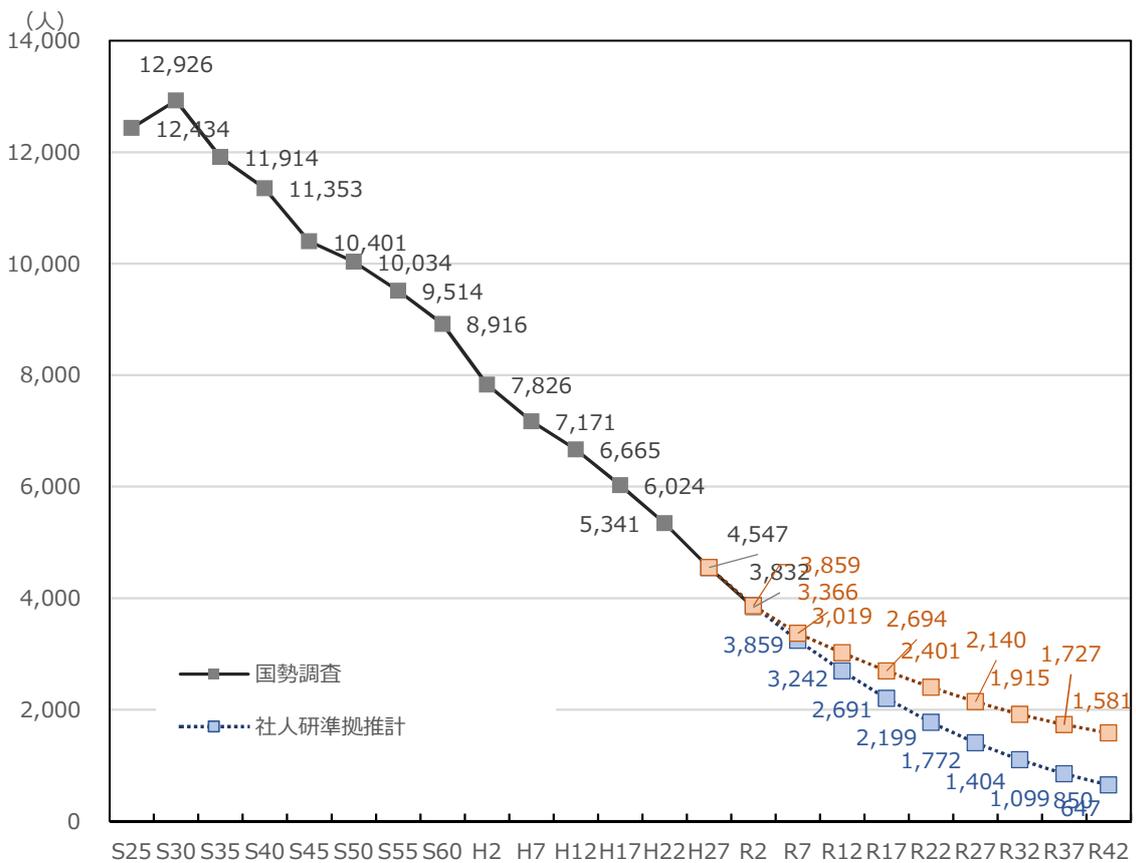
資料：木古内町観光協会

2 人口の推移と今後の見通し

(1) 総人口

本町の人口は昭和 30 年に 12,926 人でピークを迎え、その後は減少が続いています。令和 2 年国勢調査での人口は 3,832 人であり、ピーク時から約 70%の減少となっています。

図 総人口の推移と今後の見通し



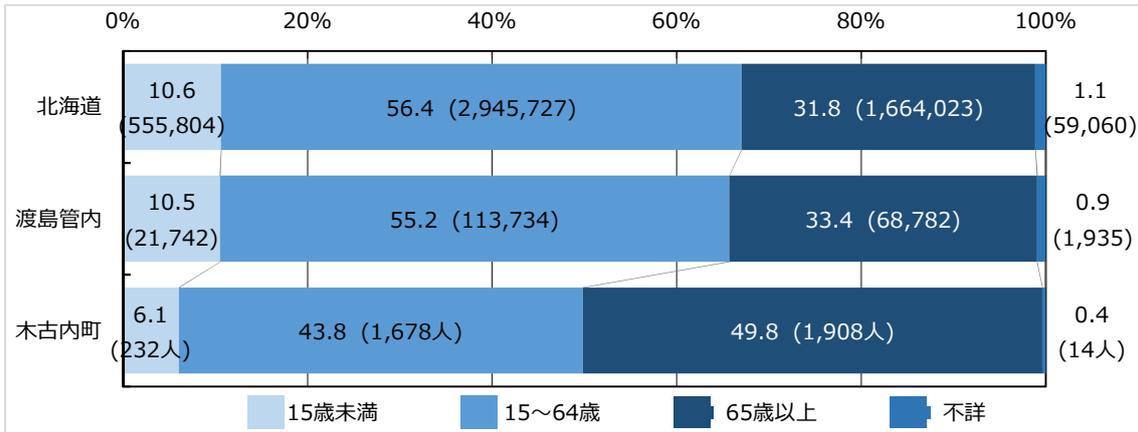
資料：各年国勢調査（総務省統計局）、国立社会保障・人口問題研究所、木古内町人口ビジョン

(2) 年齢別人口

年齢別人口構成比をみると、令和 2 年国勢調査で、年少人口（15 歳未満）6.1%、生産年齢人口（15～64 歳）43.8%、老年人口（65 歳以上）49.8%となっています。老年人口比率は北海道、渡島管内と比較して高くなっています。

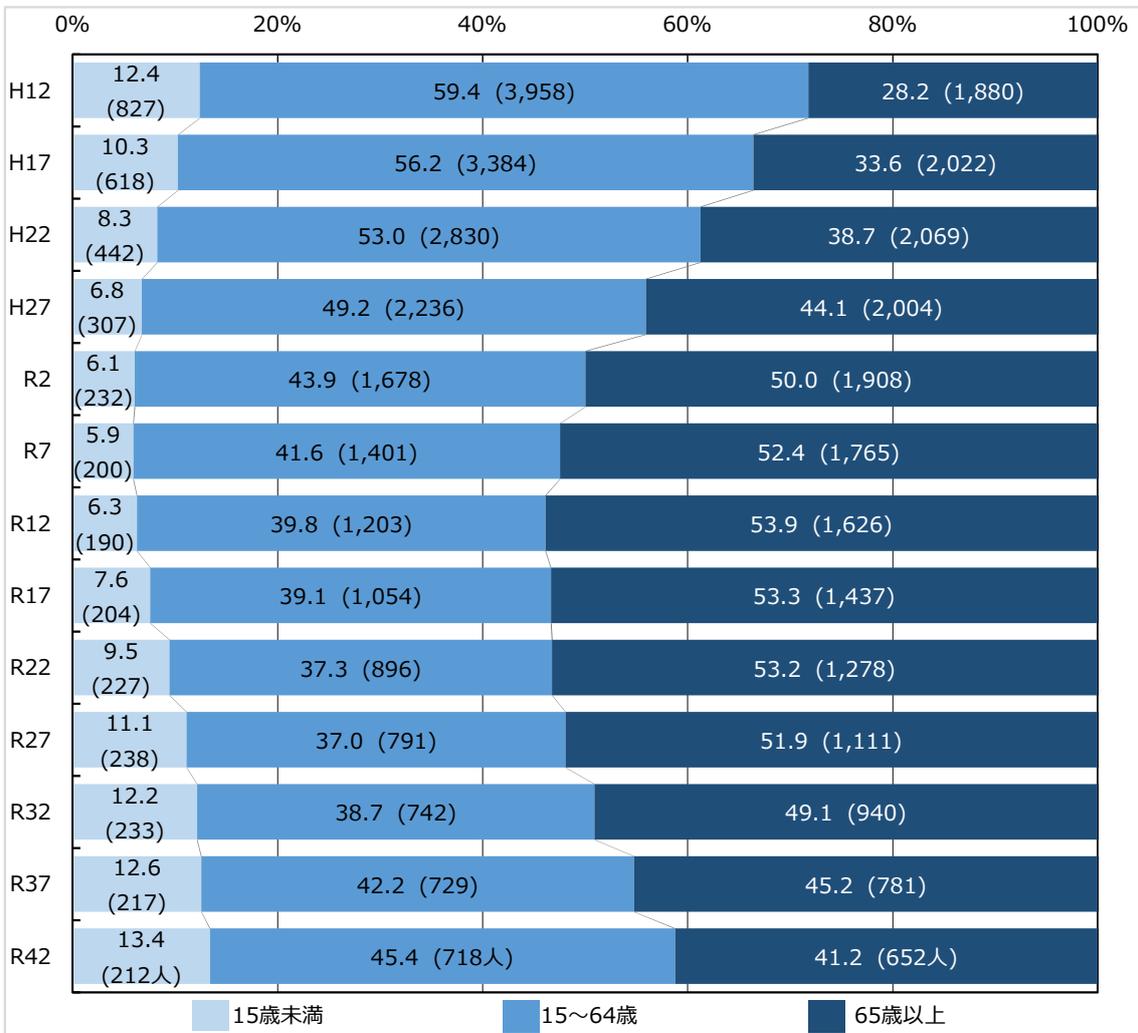
20 年間（平成 12～令和 2 年）の推移をみると、年少人口の割合は減少傾向、老年人口は増加傾向にあります。20 年間で、年少人口は 6.3%減、老年人口は 21.8%増となっています。

図 年齢別人口構成比の比較



資料：令和2年国勢調査

図 年齢別人口構成比の推移と今後の見通し



資料：各年国勢調査（総務省統計局）、木古内町人口ビジョン

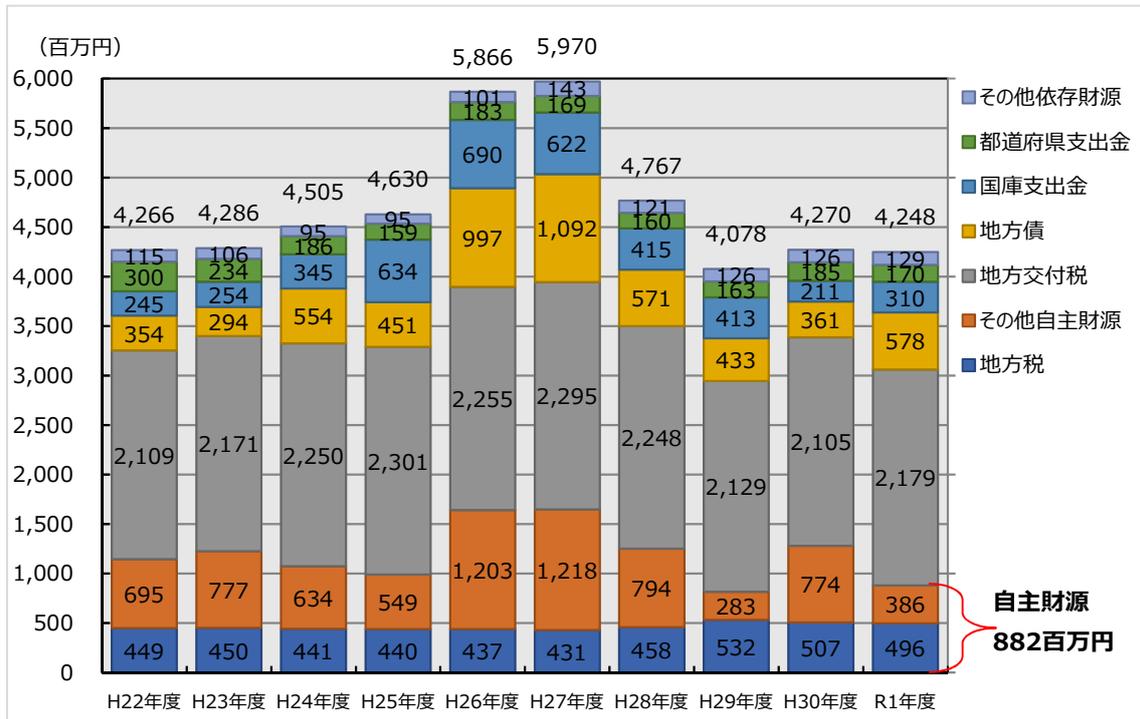
3 財政の状況

(1) 歳入

令和元年度の普通会計を基に本町の歳入の状況をみると、町税（地方税）が約 5 億円で、地方交付税が約 22 億円となっています。

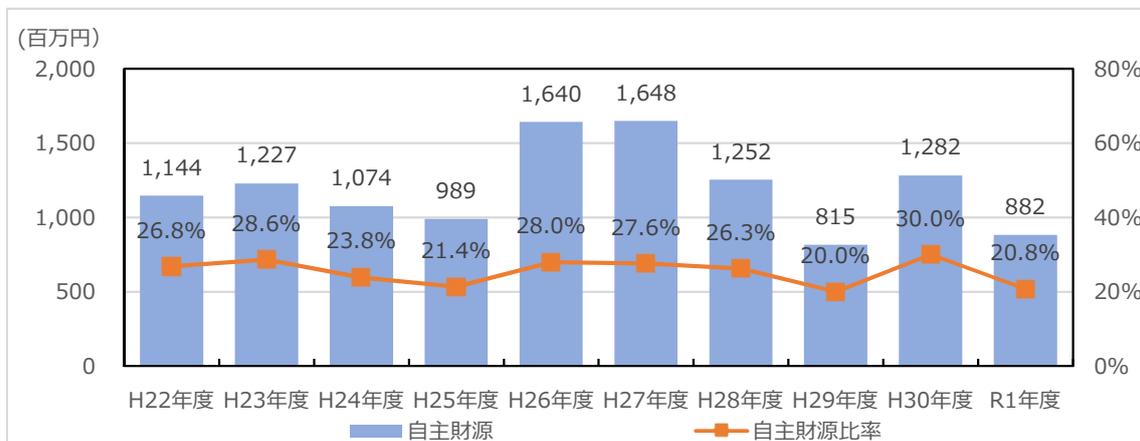
町税をはじめとする自主財源は全体の 20.8%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 79.2%となっています。

図 歳入の推移



資料：財政状況資料集

図 自主財源・自主財源比率の推移



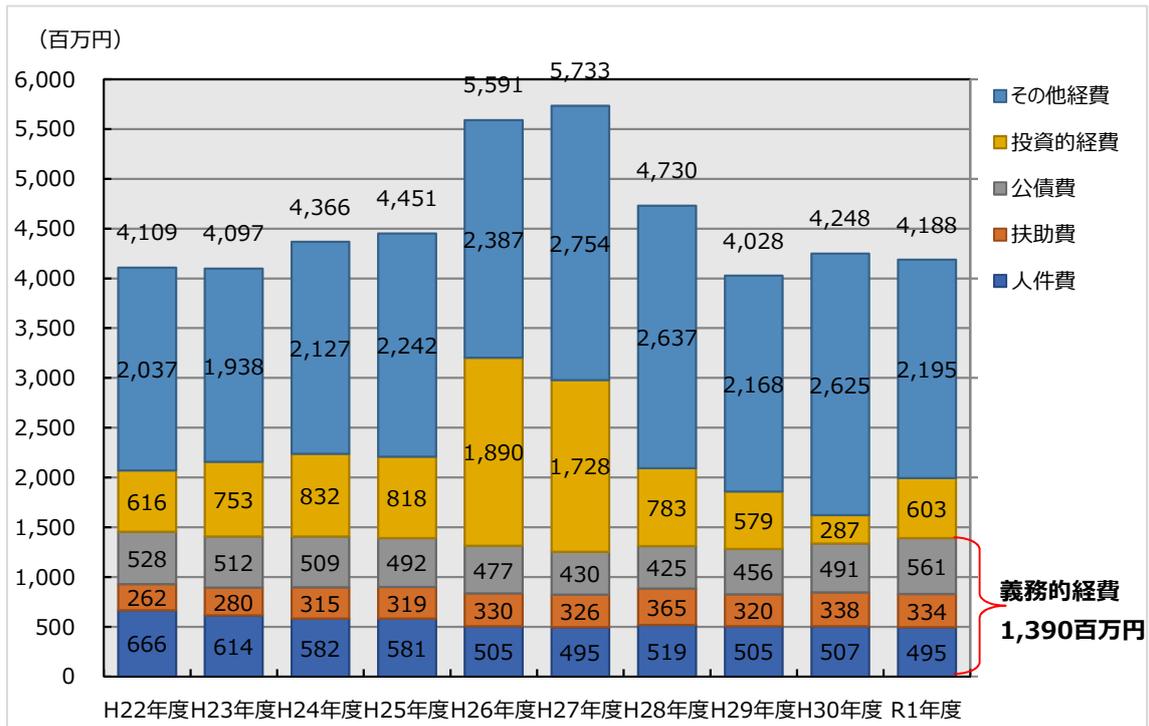
資料：財政状況資料集

(2) 歳出

歳出の状況を見ると、投資的経費は各年度によって上下はあるものの、直近3年間は約5億円で推移しており、歳出の約12%を占めています。

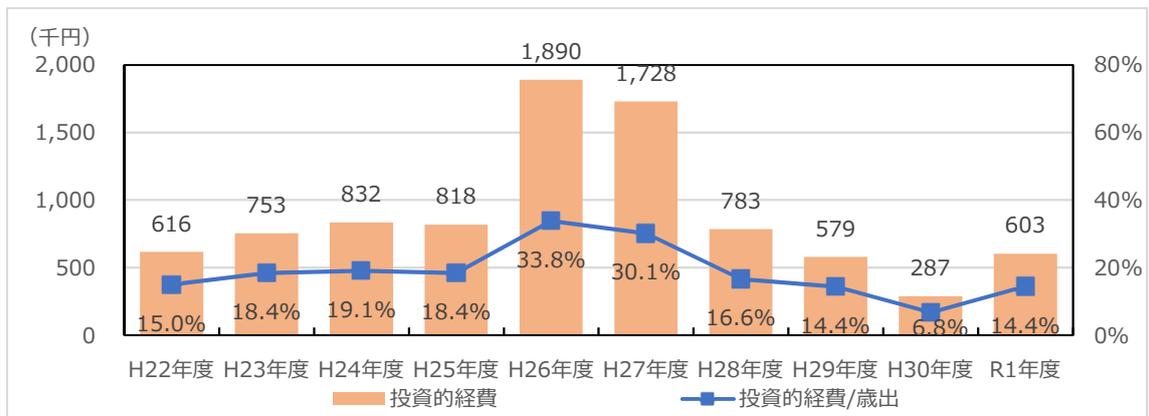
令和元年度における義務的経費の全体に占める割合は33.2%です。

図 歳出の状況



資料：財政状況資料集

図 投資的経費と歳出総額に占める投資的経費の割合



資料：財政状況資料集

3章 公共施設等の現状と今後の見通し

1 建築系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 建築系公共施設の現状

①施設数の推移

本町が保有する建築系公共施設は、71 施設、149 棟です。施設分類別施設数では、町民文化系施設が 16 施設と最も多く、以下、公営住宅が 9 施設、スポーツ・レクリエーション系施設が 8 施設となっています。また、その他施設が 18 施設あり、主な内訳は職員住宅・教職員住宅等となっています。

平成 28 年度との比較では、3 施設増加しています。その内訳は、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、保健・福祉施設、行政系施設が各 1 施設の増、その施設で 2 施設の減となっています。

図 施設類型別施設数と推移

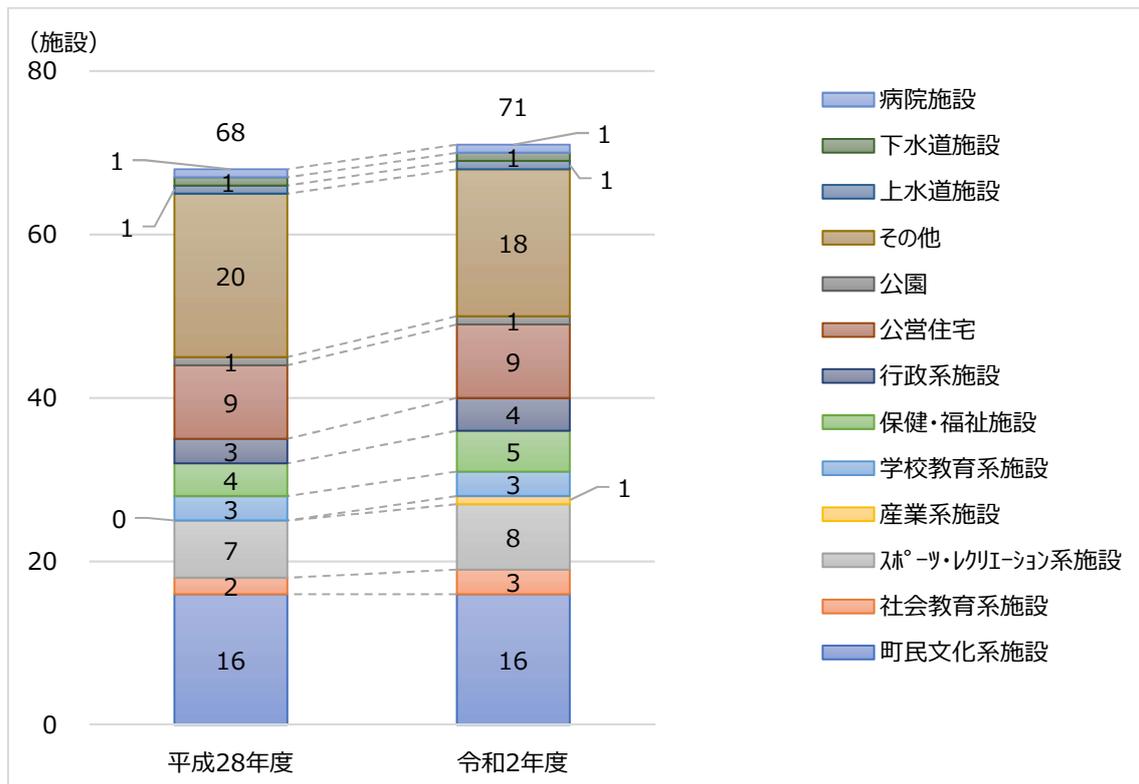


図 施設類型別棟数と推移

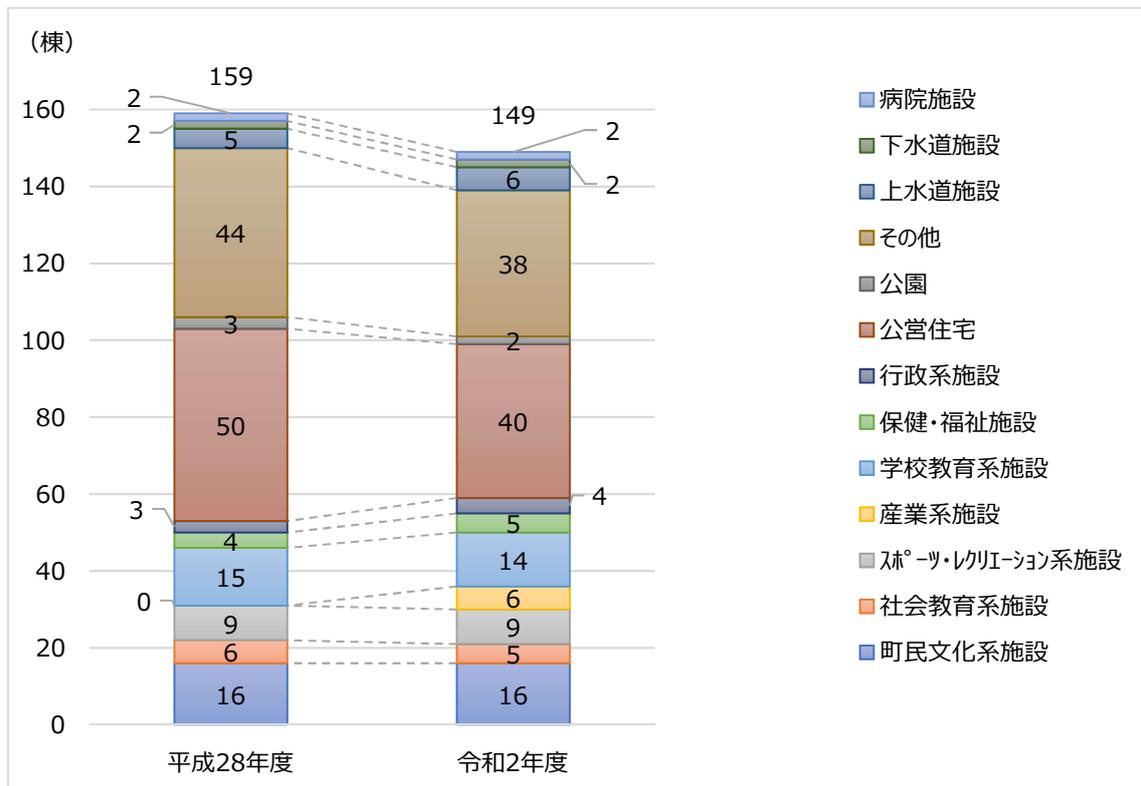


表 施設一覧

施設分類		施設名	建物名	建築年度
町民文化系施設	集会施設	大平団地集会所	大平団地集会所	1996
		中央公民館	中央公民館	1978
		泉沢小学校	旧泉沢小学校	1966
		釜谷小学校	旧釜谷小学校	1970
		鶴岡多目的集会施設	鶴岡多目的集会施設	1996
		農村活性化センター(ヘリ格納庫)	農村活性化センター(ヘリ格納庫)	1998
		福祉の家	福祉の家	1995
		新道多目的集会施設	新道多目的集会施設	1987
		大川林業研修センター	大川林業研修センター	1983
		泉沢生活改善センター	泉沢生活改善センター	1970
		建川農業研修センター	建川農業研修センター	1983
		大平会館	大平会館	1983
		文化施設	札苧地域活性化施設(旧札苧小学校)	札苧地域活性化施設(旧札苧小学校)
	札苧多目的活性化施設		札苧多目的活性化施設(みらい館)	2000
	釜谷多目的活性化施設(ゆうなぎ館)		釜谷多目的活性化施設(ゆうなぎ館)	2016
	木古内町多目的活性化施設		木古内町多目的活性化施設	2018
	社会教育系施設	博物館等	木古内町郷土資料館(旧鶴岡小学校)	鶴岡小学校 校舎
鶴岡小学校 渡廊下				1986
鶴岡小学校 体育館				1987
埋蔵文化財収蔵庫			埋蔵文化財収蔵庫(札苧)	2001
収蔵庫			収蔵庫	2018
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	ファミリースポーツセンター	ファミリースポーツセンター	1974
		佐女川農村公園パークゴルフ場	パークゴルフ場管理棟	1999
			パークゴルフ場 東屋	1999
		スキー場ロッジ	スキー場ロッジ	1985
		鷹取球場 バックスタンド	鷹取球場 バックスタンド	1984
		ふるさとの森プール	ふるさとの森プール	2014
	レクリエーション施設・観光施設	観光交流センター(道の駅みそぎの郷木古内)	観光交流センター(道の駅みそぎの郷木古内)	2015
		北海道新幹線ビュースポット(展望台)	北海道新幹線ビュースポット(展望台)	2015
		薬師山展望台	薬師山展望台	2017
産業系施設	産業系施設	旧恵心園	旧恵心園 養護所	2018
			旧恵心園 車庫	2018
			旧恵心園 倉庫	2018
			旧恵心園 機械室	2018
			旧恵心園 機械室	2018
			旧恵心園 車庫・倉庫	2018
学校教育系施設	学校	木古内小学校	木古内小学校	1995
			木古内小学校 体育館	1995
		木古内中学校	木古内中学校 校舎	1981
			木古内中学校 体育館	1982
			木古内中学校 クラブ室	1982
			木古内中学校 武道場	1994
			木古内中学校 トレイ・シャワー棟	1998
			木古内中学校 受水槽棟	1998
			木古内中学校 渡り廊下	1981
			木古内中学校 物置	1981
			木古内中学校 発電機小屋	1998
			木古内中学校 エレベーター棟	2012
			その他教育施設	新給食センター

施設分類		施設名	建物名	建築年度
			新給食センター 水処理施設	2002
保健・福祉施設	高齢福祉施設	在宅サービスセンター	在宅サービスセンター	1999
		介護老人保健施設	介護老人保健施設	2005
		旧老健施設（2・3階グループホーム杉の木）	旧老健施設（2・3階グループホーム杉の木）	1980
		小規模多機能型居宅介護施設	小規模多機能型居宅介護施設(さくら)	2020
	保健施設	健康管理センター	健康管理センター	1994
行政系施設	庁舎等	産業会館 役場庁舎	産業会館 役場庁舎	1982
	その他行政系施設	豪雪機械センター	豪雪機械センター	1984
		防災倉庫	防災倉庫（消防裏）	2009
		ちょっと暮らし住宅	ちょっと暮らし住宅	2016
公営住宅	公営住宅	大平団地	大平 第2種公営住宅	1995
			大平 第2種公営住宅	1996
		佐女川団地	佐女川 第2種公営住宅	1978
			佐女川 第2種公営住宅	1978
			佐女川 第2種公営住宅	1979
			佐女川 第2種公営住宅	1979
		港団地	港 福祉住宅	1982
			港 公営住宅	2020
		中野団地	中野 第1種公営住宅	1972
			中野 第1種公営住宅	1972
			中野 第1種公営住宅	1972
			中野 第2種公営住宅	1972
			中野 福祉住宅	1974
			中野 福祉住宅	1974
			中野 第1種公営住宅	1973
			中野 第1種公営住宅	1973
			中野 第1種公営住宅	1973
			中野 第1種公営住宅	1973
			中野 第2種公営住宅	1973
			中野 公営住宅	1973
			中野 福祉住宅	1975
			中野 福祉住宅	1975
			中野 第2種公営住宅	1975
			中野 第2種公営住宅	1975
			中野 第2種公営住宅	1975
			中野 第1種公営住宅	1975
			中野 第1種公営住宅	1975
			中野 公営住宅	1984
			中野 公営住宅	1984
			中野 公営住宅	1985
			中野 福祉住宅	1984
		新中野団地	新中野 第2種公営住宅	1987
			新中野 第1種公営住宅	1987
		高校前団地	高校前 第2種公営住宅	1990
			高校前 第2種公営住宅	1990
		前浜団地	前浜団地	2000
			前浜団地 特公賃	2000
		いさびり団地	いさびり団地	2005
		朝日団地	朝日団地 1号棟	2007
			朝日団地 2号棟	2014

施設分類		施設名	建物名	建築年度	
公園	公園	鶴岡農村公園	鶴岡農村公園 東屋	1996	
			鶴岡農村公園 トイレ	1995	
その他	その他	火葬場(安行苑)	火葬場(安行苑)	1980	
		釜谷生活改善センター	旧釜谷生活改善センター	1972	
		ふるさとの森 便所	"ふるさとの森 便所(テニスコート横)	2004	
		町職員住宅	町職員住宅	町職員住宅	1975
			町職員住宅	町職員住宅	1976
			町職員住宅	町職員住宅	1977
			町職員住宅	町職員住宅	1979
		中学校 教員住宅	中学校 教員住宅	中学校 教員住宅	1990
			中学校 教員住宅	中学校 教員住宅	1993
			中学校 教員住宅	中学校 教員住宅	1993
			中学校 教員住宅	中学校 教員住宅	1994
			中学校 教員住宅	中学校 教員住宅	1994
		旧泉沢 教員住宅	旧泉沢 教員住宅	旧泉沢 教員住宅	1965
			旧泉沢 教員住宅	旧泉沢 教員住宅	1966
			旧泉沢 教員住宅	旧泉沢 教員住宅	1972
		鶴岡 教員住宅	鶴岡 教員住宅	鶴岡 教員住宅	1974
			鶴岡 教員住宅	鶴岡 教員住宅	2000
			鶴岡 教員住宅	鶴岡 教員住宅	2000
		高校前 教員住宅	高校前 教員住宅	高校前 教員住宅	1998
		旧木古内中学校	木古内中学校 校舎	木古内中学校 校舎	1968
			木古内中学校 体育館	木古内中学校 体育館	1968
		渡島鶴岡駅	渡島鶴岡駅	渡島鶴岡駅	1989
		みこしの家	みこしの家	みこしの家	1991
		南北連絡歩道橋	南北連絡歩道橋	南北連絡歩道橋	1989
			南北連絡歩道橋 (増改築)	南北連絡歩道橋 (増改築)	2015
		(株)マルサ北海道	(株)マルサ北海道木古内工場	(株)マルサ北海道木古内工場	2010
			(株)マルサ北海道木古内寮	(株)マルサ北海道木古内寮	2010
		町職員等住宅	町職員等住宅 1(平成 2 年建築)	町職員等住宅 1(平成 2 年建築)	2014
			町職員等住宅 2(平成 2 年建築)	町職員等住宅 2(平成 2 年建築)	2014
			町職員等住宅 3(平成 2 年建築)	町職員等住宅 3(平成 2 年建築)	2014
町職員等住宅 4(平成 2 年建築)	町職員等住宅 4(平成 2 年建築)		2014		
町職員等住宅 5(平成 3 年建築)	町職員等住宅 5(平成 3 年建築)		2014		
町職員等住宅 6(平成 4 年建築)	町職員等住宅 6(平成 4 年建築)		2014		
町職員住宅(平成 7 年建築)	町職員住宅(平成 7 年建築)		2015		
物品保管倉庫	物品保管倉庫	物品保管倉庫	2012		
みそぎ公園トイレ	みそぎ公園トイレ	みそぎ公園トイレ	2013		
北海道新幹線高架下通路	北海道新幹線高架下通路	北海道新幹線高架下通路	2015		
泉沢地区スクールバス待合所	泉沢地区スクールバス待合所	泉沢地区スクールバス待合所	2017		
上水道施設	上水道施設	浄水場	管理棟	1994	
			沈澱池上屋(機械室)	1978	
			沈澱池上屋	2001	
			濾過池上屋	1978	
			取水井上屋	1978	
			紫外線照射室及び自家発電機室	2020	
下水道施設	下水道施設	きこないクリーンセンター	監理汚泥棟	2004	
			水処理棟	2004	
病院施設	病院施設	木古内町国民健康保険病院	病院棟	2009	
			機械棟	2009	

②延床面積の推移

保有する建築系公共施設の総延床面積は約 86,424 m²です。

用途別延床面積の構成比をみると、公営住宅が 21%で最も高く、以下、学校教育系施設が 14%、職員住宅等が含まれるその他施設が 13%、町民文化系施設が 12%であり、この4つで町有建築物の6割を占めています。

平成28年度と比較すると、1,693.13 m²増加しています。

図 施設類型別延床面積と推移

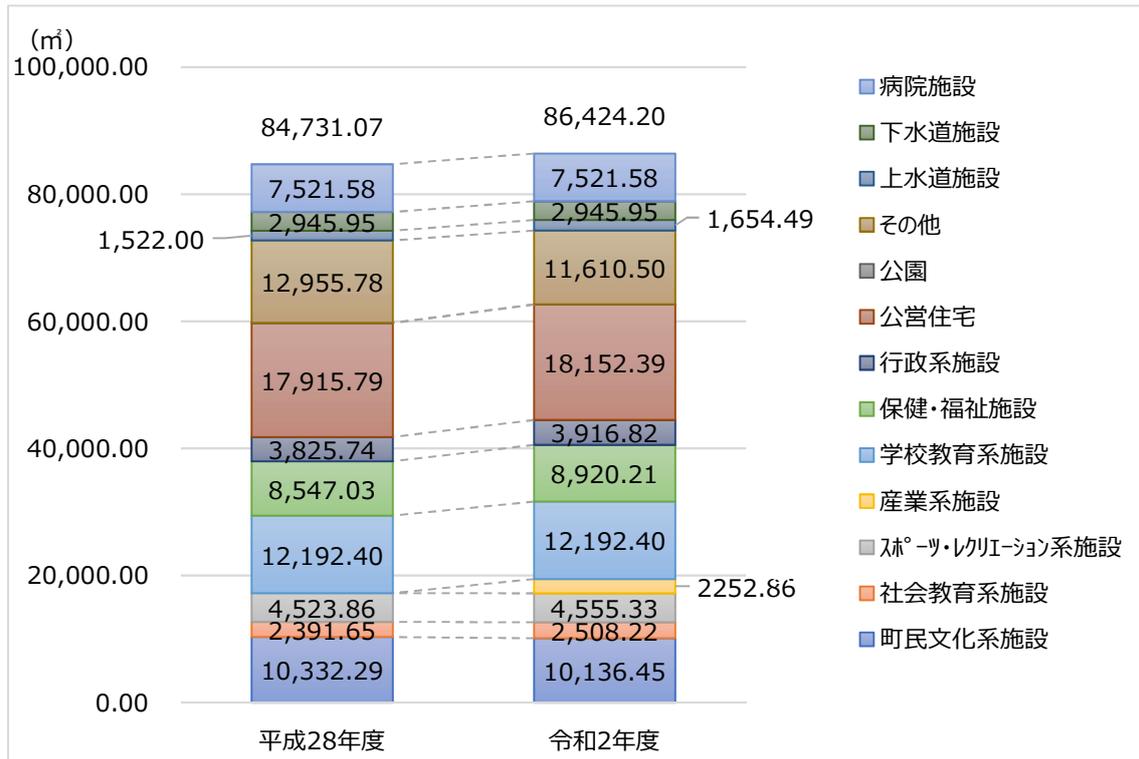


図 施設類型別延床面積の割合

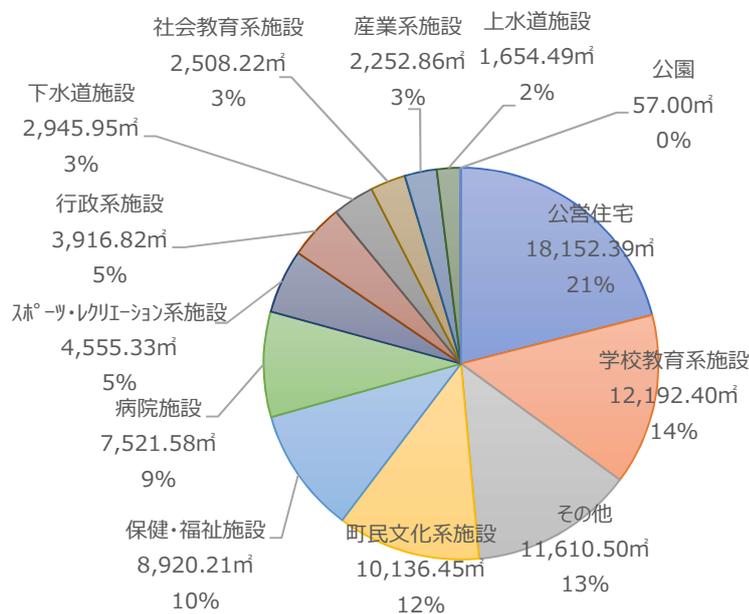


表 施設分類別施設数・延床面積

施設分類	主な用途	施設数	小計 (施設)	棟数	小計 (棟)	延床面積 (㎡)	小計 (㎡)	面積割合	
町民文化系 施設	集会施設	12	16	12	16	4,930.91	10,136.45	5.7%	11.7%
	文化施設	4		4		5,205.54		6.0%	
社会教育系 施設	博物館等	3	3	5	5	2,508.22	2,508.22	2.9%	2.9%
スポーツ・レク レーション系施 設	スポーツ施設	5	8	6	9	3,561.79	4,555	4.1%	5.3%
	レクリエーショ ン・観光施設	3		3		993.54		1.1%	
産業系施設	産業系施設	1	1	6	6	2,252.86	2,252.86	2.6%	2.6%
学校教育系 施設	学校	2	3	12	14	11,537.87	12,192.40	13.4%	14.1%
	その他教育施設	1		2		654.53		0.8%	
保健・福祉 施設	高齢福祉施設	4	5	4	5	8,163.21	8,920.21	9.4%	10.3%
	保健施設	1		1		757.00		0.9%	
行政系施設	庁舎等	1	4	1	4	3,089.00	3,916.82	3.6%	4.5%
	その他行政系施設	3		3		827.82		1.0%	
公営住宅	公営住宅	9	9	40	40	18,152.39	18,152.39	21.0%	21.0%
公園	公園	1	1	2	2	57.00	57.00	0.1%	0.1%
その他	その他	18	18	38	38	11,610.50	11,610.50	13.4%	13.4%
上水道施設	上水道施設	1	1	6	6	1,654.49	1,654.49	1.9%	1.9%
下水道施設	下水道施設	1	1	2	2	2,945.95	2,945.95	3.4%	3.4%
病院施設	病院施設	1	1	2	2	7,521.58	7,521.58	8.7%	8.7%
合計			71		149		86,424.20		100.0%

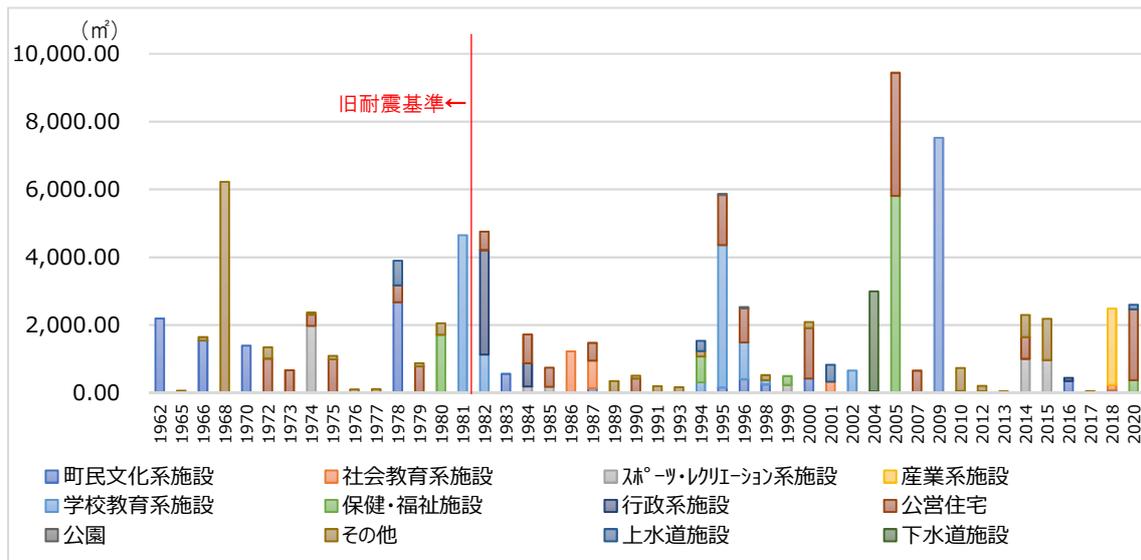
③建築年度

現存する建築系公共施設は、最も古いもので昭和 37 年度（1962 年度）に建築されています。

延床面積で見ると、昭和 43 年度（1968 年度）、平成 7 年度（1995 年度）、平成 17 年度（2005 年度）、平成 21 年（2009 年度）が突出して多くなっています。

赤い縦線は、これより左側が旧耐震基準による建築物を示し、28,636.25 m²で 33.1%を占めています。現在の建築系公共施設の約 6 割は新耐震基準による建築です。

図 建築系公共施設の築年度別延床面積



④有形固定資産減価償却率の推移

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \text{減価償却累計額} / \text{取得価額（再調達価額）}$$

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

100%に近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は35～50%程度と言われていますが、本町の有形固定資産減価償却率は64.2%と平均より高くなっています。

当初計画時点（平成28年度末）からの推移をみると、約12ポイント高くなっており、償却が進んでいます。また、目標年度である令和13年度末時点には約83%になる見込みです。

施設類型別では、全ての分類で償却が進んでいます。公園が100.0%で最も高く、当初計画時点で償却済みとなっています。次いで、行政系施設が99.2%、町民文化系施設が86.5%となっています。

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移

施設分類	取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
町民文化系施設	1,334,726	1,155,097	86.5%
社会教育系施設	321,988	226,405	70.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	1,214,703	573,647	47.2%
産業系施設	42,907	7,217	16.8%
学校教育系施設	1,568,678	1,082,381	69.0%
保健・福祉施設	1,545,552	799,343	51.7%
行政系施設	324,561	321,826	99.2%
公営住宅	2,344,267	1,250,437	53.3%
公園	5,255	5,255	100.0%
その他	1,563,373	1,168,655	74.8%
合計	10,266,009	6,590,263	64.2%

表 施設分類別有形固定資産減価償却率の推移と見通し

分類	H28 年度末	R2 年度末	R13 年度末
町民文化系施設	82.3%	86.5%	96.7%
社会教育系施設	61.7%	70.3%	97.3%
スポーツ・レクリエーション系施設	34.8%	47.2%	73.5%
産業系施設	0.0%	16.8%	100.0%
学校教育系施設	60.7%	69.0%	87.8%
保健・福祉施設	42.5%	51.7%	74.5%
行政系施設	91.7%	99.2%	99.8%
公営住宅	47.5%	53.3%	71.1%
公園	100.0%	100.0%	100.0%
その他	70.2%	74.8%	85.6%
合計	51.6%	63.5%	82.7%

⑤これまでの実績

当初計画策定以降、主に公営住宅の除却・新設を行っています。

表 これまでの主な実績（除却）

実施年度	施設名	建設年度	面積(m ²)
H28	旧吉堀駅構内倉庫	—	63.77
H29	旧泉沢診療所	S34	193.59
H30	旧鶴岡小学校屋外トイレ	S61	18.09
H30	旧港団地	S45-49	648.11
R2	旧港団地	S45-49	916.94
	コミュニティーセンター 車庫	S62	44.71
	旧公団施設 研修所	H2	1053
	旧公団施設 文化財整理作業所	H2	121

改修については、各施設分類で計画的に進められており、施設の長寿命化を図っています。

表 これまでの主な実績（改修）

実施年度	分類	施設名	改修概要
H29	公営住宅	中野団地	屋根塗装等
	社会教育系施設	中央公民館	地下油タンク
	公営住宅	前浜団地	屋根防水等
	その他	教職員住宅	内部
	保健・福祉施設	介護老人保健施設	内部
	行政系施設	産業会館	耐震改修
H30	公営住宅	佐女川団地	内部
		高校前団地	内部
		中野団地	設備改修
H30	社会教育系施設	郷土資料館	照明 LED 化
R1	社会教育系施設	中央公民館	機械・電気設備改修
	学校教育施設	木古内中学校	地下タンク改修
R2	上水道施設	浄水場	屋根張替
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツセンター	外壁等

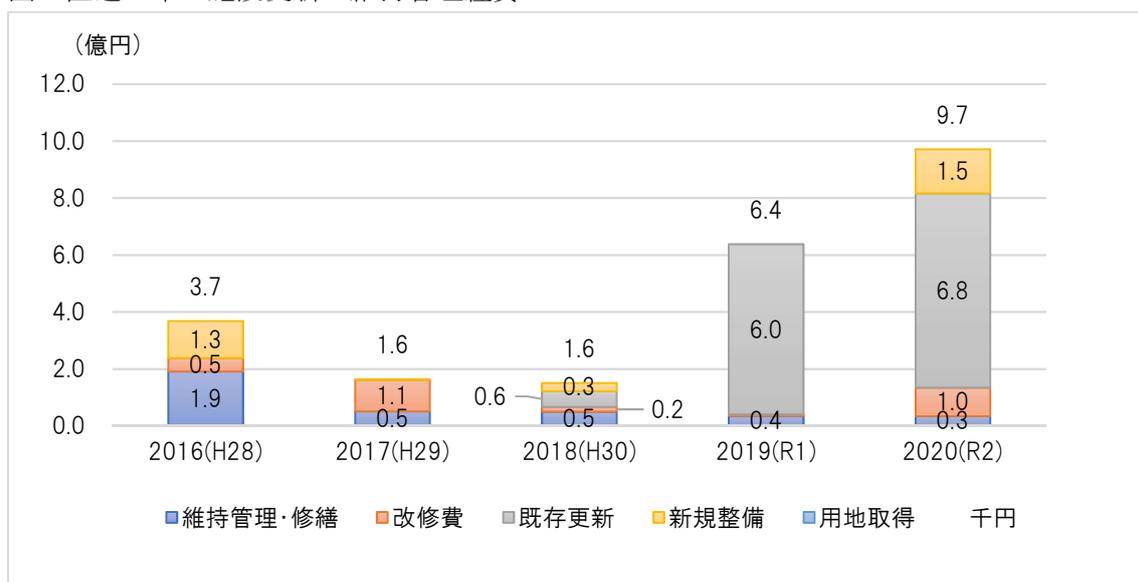
⑥投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得、改修費）は累計で23.0億円、平均4.6億円／年となっています。

投資的経費の内訳をみると、既存更新が13.4億円を占めており、令和元～2年度に集中しています。

また、施設の維持管理に係る経費※は、累計で3.6億円であり、平均0.7億円／年となっています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費



※維持管理・修繕費を示す。

維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

(2) 建築系公共施設の今後の見通し

現在保有する施設（延床面積）が全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

①年当たりの平均費用

次図は過去 5 年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2016～2020 年度までの表示）と、今後 40 年間にかかると予想される更新費用の推計値（2021 年度以降の表示）です。

今後 40 年間、現在ある全ての公共施設約 8.2 万㎡（上下水道施設は除く）を保有し続けた場合にかかる更新費用は 342.8 億円となり、年平均では 8.6 億円となります。直近 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績は年平均 3.86 億円（グラフ中の赤の線）ですが、これの 2.2 倍となります。

②ピーク

まず 2026 年度に大規模改修によるピークを迎え、その後、2028 年度ごろから建替えに要する費用が増え始め、2030 年、2040 年と建替えと大規模修繕による費用のピークを迎えます。

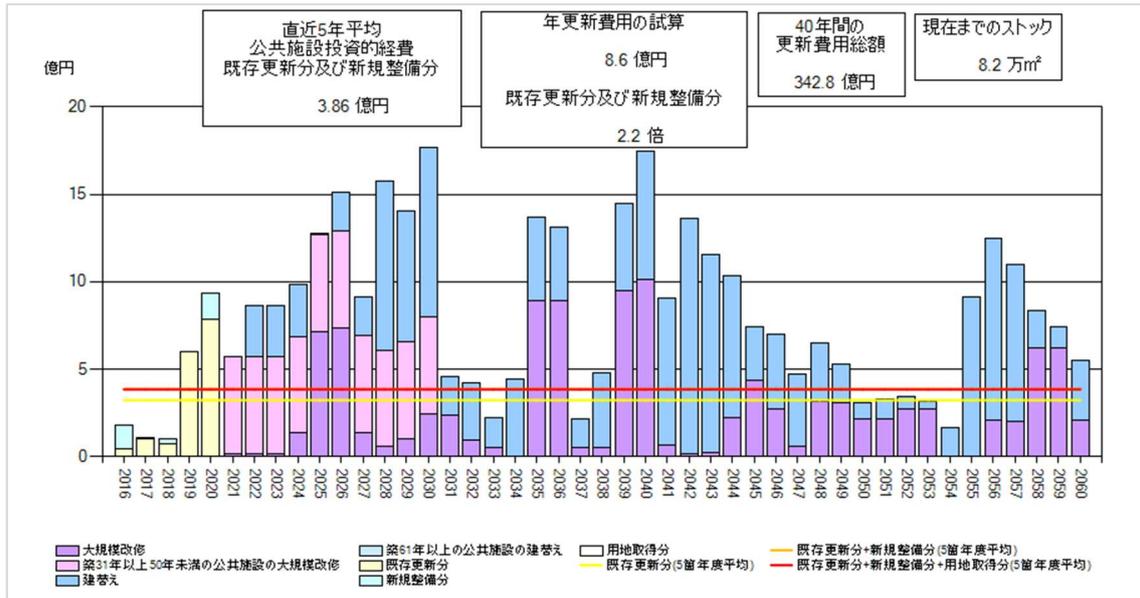
③費用内訳

今後 10 年間に「築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修」にまとまった費用が必要になります※。2025 年以降には「大規模改修」にかかる費用も一定の割合を占めるようになり、2028～2030 年度、2035～2036 年度、2039～2040 に最も費用が掛かります。

2028 年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになります。

※大規模改修が実施されなければならない築後 30 年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後 10 年間に割り振っています。

図 建築系公共施設全体の更新費用



< 推計の前提条件 >

- ・ 今後新たな建設は行わない。
- ・ 建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する
- ・ 建設後 40 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。

表 大規模改修及び建替単価

(単位：万円/㎡)

大分類	大規模改修	更新（建替）
町民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

2 インフラ系公共施設の現状と今後の見通し

(1) 道路

①現状

a. 保有量の推移

これまで町道は実延長で約 106km、面積で約 33 万㎡を整備してきました。

表 町道の内訳

分類		内訳	
道路	町道	延長 合計	106,350.5m (舗装部分：50,839.2m)
		道路面積合計	201,883 ㎡ (舗装部分：331,840.8 ㎡)
	林道	延長合計	23,776m

表 道路の実延長・面積推移

	人口 (人)	道路の 実延長 (m)	人口一人 当たり延長 (m)	道路面積 (㎡)	人口一人 当たり面積 (㎡)
H28	4,547	106, 351	23.4	331.841	73.0
R 2	3,832	106, 351	27.8	331,841	86.6
差引	-715	0	4.3	0	13.6

b. 有形固定資産減価償却率の推移

道路の有形固定資産減価償却率は、63.7%と減価償却が進んでいます。

当初計画（平成 28 年度末）からの推移をみると、約 6.8%高く償却が進んでいます。

また、目標年度の令和 13 年度末時点には約 82.9%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格 (千円)	減価償却累計額 (千円)	減価償却率 (%)
8,898,563	5,670,153	63.7%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28 年度末	R2 年度末	R13 年度末
56.9%	63.7%	82.9%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、道路の適切な維持管理に努めていますが、新設、大規模な更新は行っていません。

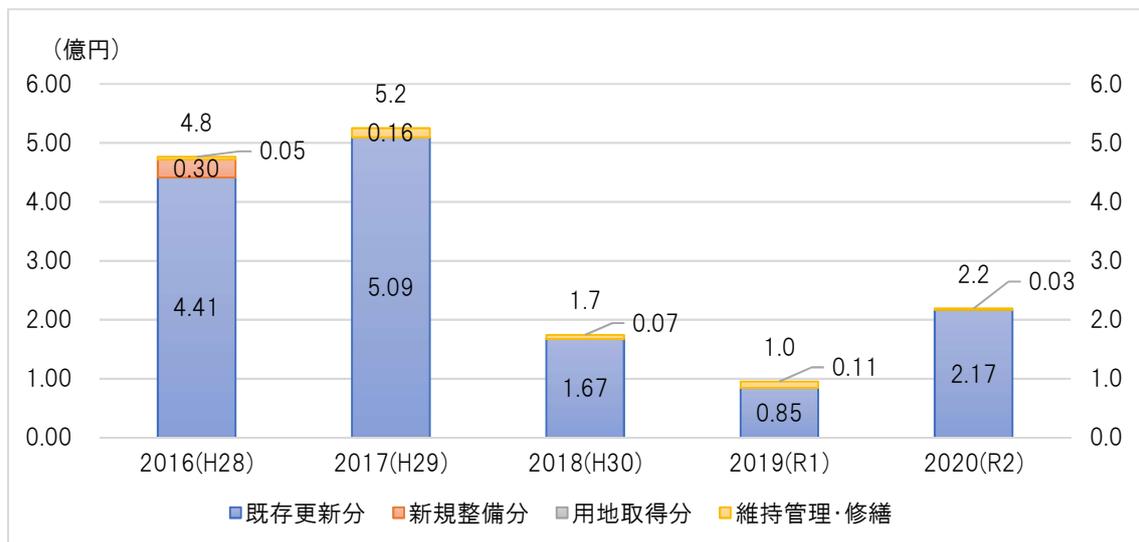
d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近5年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分）は、累計で14.5億円であり、平均2.9億円/年となっています。

投資的経費の内訳は、98%が既存更新費となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で0.4億円であり、平均0.08億円/年となっています。

図 直近5年の施設更新・維持管理経費

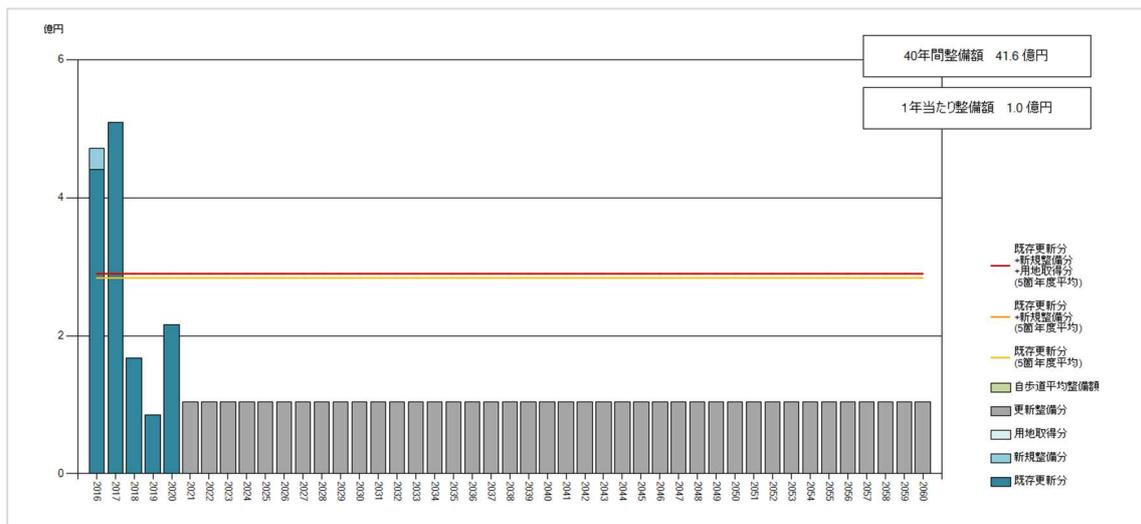


②今後の見通し

40 年間にかかる費用総額は 41.6 億円で、年当たりでは 1 億円です。全道路面積の 15 分の 1 を毎年更新するため、毎年必要な更新費用は一定になります。

過去 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績は年平均 2.84 億円（グラフ中のオレンジ水平線）であるため、今後も過去 5 年間と同等の予算を確保できれば更新可能となります。

図 道路の更新費用



< 推計の前提条件 >

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・ 舗装の耐用年数を 15 年とし、道路の全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。
- ・ 更新単価は、4,700 円/m²（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

(2) 橋りょう

①現状

a. 保有量の推移

橋りょうの総面積は 7,665 m²です。橋りょうは、古いものでは昭和 35 (1960) 年度に建設されており、整備量のピークは昭和 49 (1974) 年度となっています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示しており、1960 年に整備された 5 本、251 m²が耐用年数を超過しています。

図 橋りょうの建設年度別面積

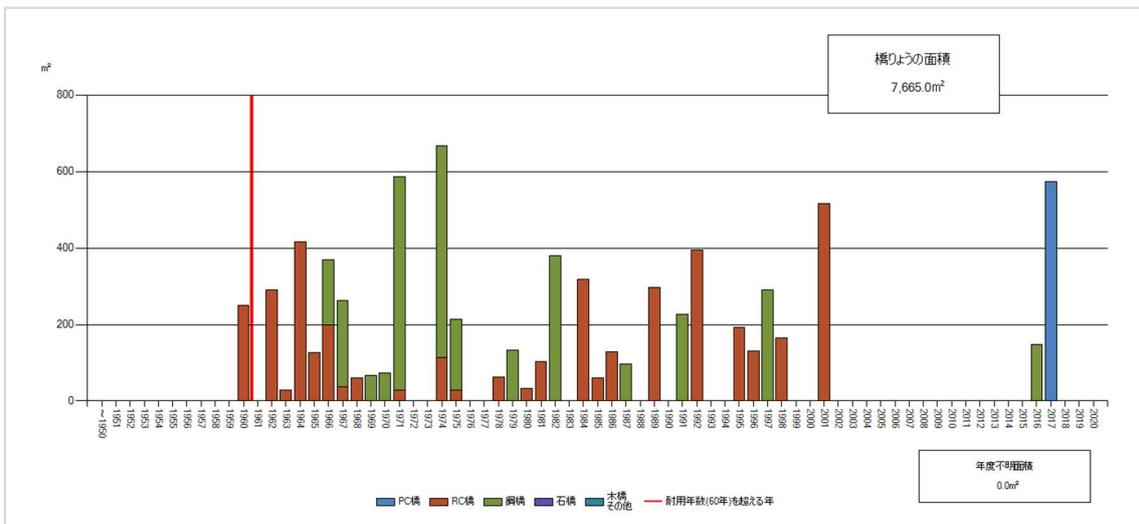


表 橋数・面積推移

	橋数	うち耐用年数超過 橋数	橋りょう面積 (m ²)	うち耐用年数超過 面積 (m ²)
H28	65	0	7,043	0
R 2	69	5	7,665	251
差引	4	5	622	251

a. 有形固定資産減価償却率の推移

橋りょうの有形固定資産減価償却率は、74.2%と減価償却が進んでいます。

当初計画（平成 28 年度末）からの推移をみると、約 5.8 ポイント高く償却が進んでいます。また、目標年度の令和 13 年度末時点には約 85.4%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
3,630,150	2,692,426	74.2%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見直し

H28 年度末	R2 年度末	R13 年度末
68.4%	74.2%	85.4%

b. これまでの実績

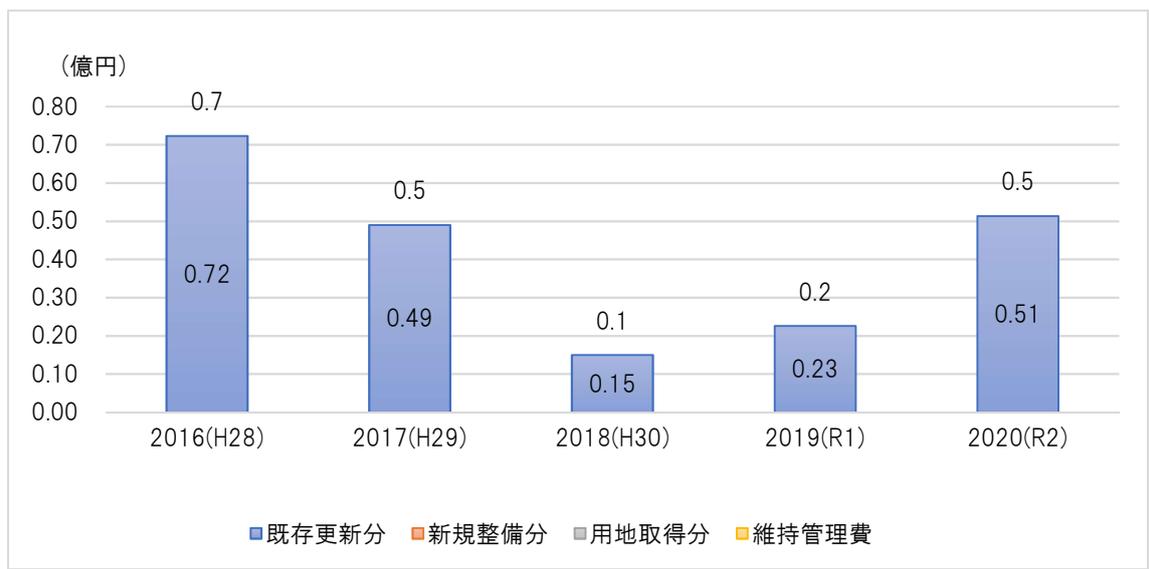
当初計画策定以降、橋梁の適切な維持管理に努めていますが、新設、大規模な更新は行っていません。

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得）は、累計で 2.1 億円であり、平均 0.42 億円／年となっています。

投資的経費の内訳は、全て既存更新費となっています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費

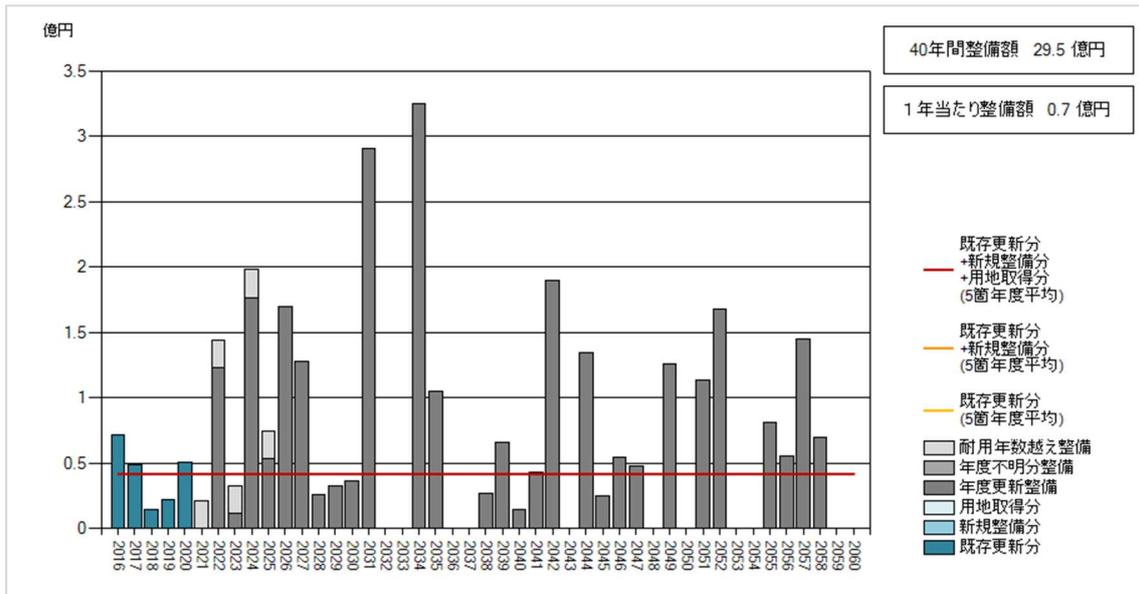


②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は29.5億円で、年当たりでは0.7億円です。過去5年間(2016～2020年度)の投資的経費の実績は年平均0.42億円(グラフ中の赤線)であるため、年当たりの必要経費はこれの約1.6倍に相当します。

年度別に金額の差がありますが、特に2031、2034年度は2億円を超える費用が必要となります。

図 橋りょうの更新費用



<推計の前提条件>

- ・ 今後新たな整備は行わない。
- ・ 整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・ 更新単価は次のとおりとする。

RC橋 : 425千円/㎡

PC橋 : 425千円/㎡

鋼橋 : 500千円/㎡

木橋その他 : 425千円/㎡

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

(3) 上水道

①現状

a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 89,053m で、昭和 43（1968）年度以降に敷設されています。
赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示しており、現時点で耐用年数を経過している上水道管は 31,173m で約 35% となっています。

図 上水道管の整備状況

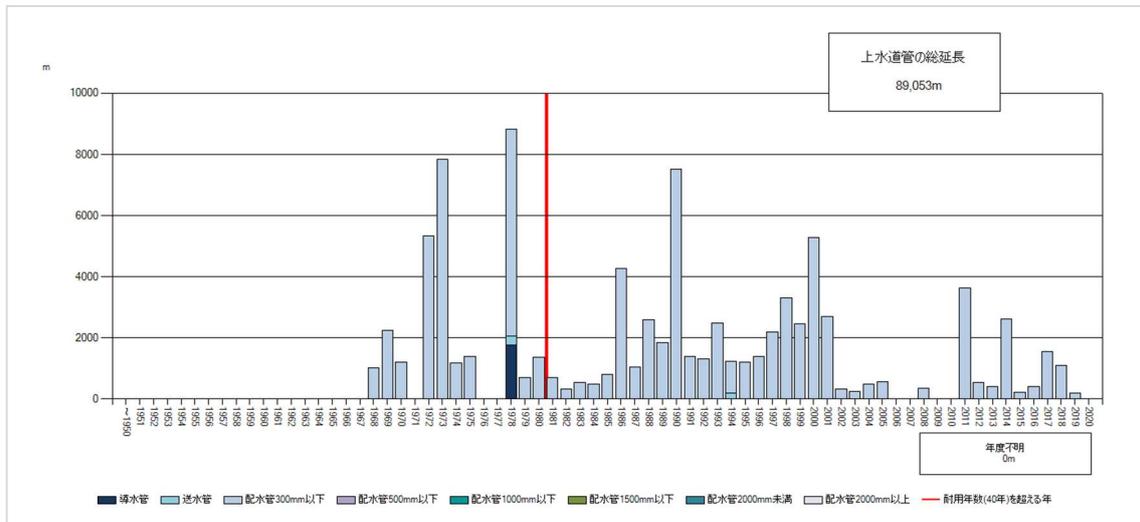


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過 延長 (m)
H28	85,799	20,250
R 2	89,053	31,173
差引	3,254	10,923

b. 有形固定資産減価償却率の推移

上水道管の有形固定資産減価償却率は、72.3%と減価償却が進んでいます。
 当初計画（平成 28 年度末）からの推移をみると、約 5.0 ポイント高く償却が進んでいます。また、目標年度の令和 13 年度末時点には約 88.1%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
8,709,066	6,292,556	72.3%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28 年度末	R2 年度末	R13 年度末
67.3%	72.3%	88.1%

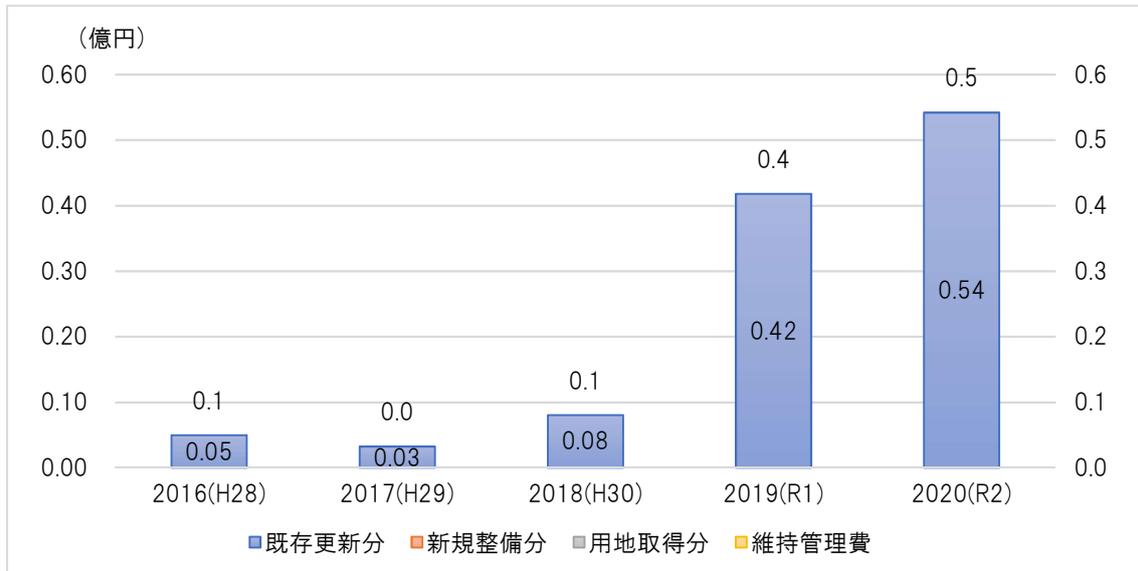
c. これまでの実績

当初計画策定以降、上水管の適切な維持管理に努めていますが、新設は行っていません。

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得）は、累計で 1.12 億円であり、平均 0.22 億円／年となっています。
 投資的経費の内訳は、全て既存更新費となっています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費

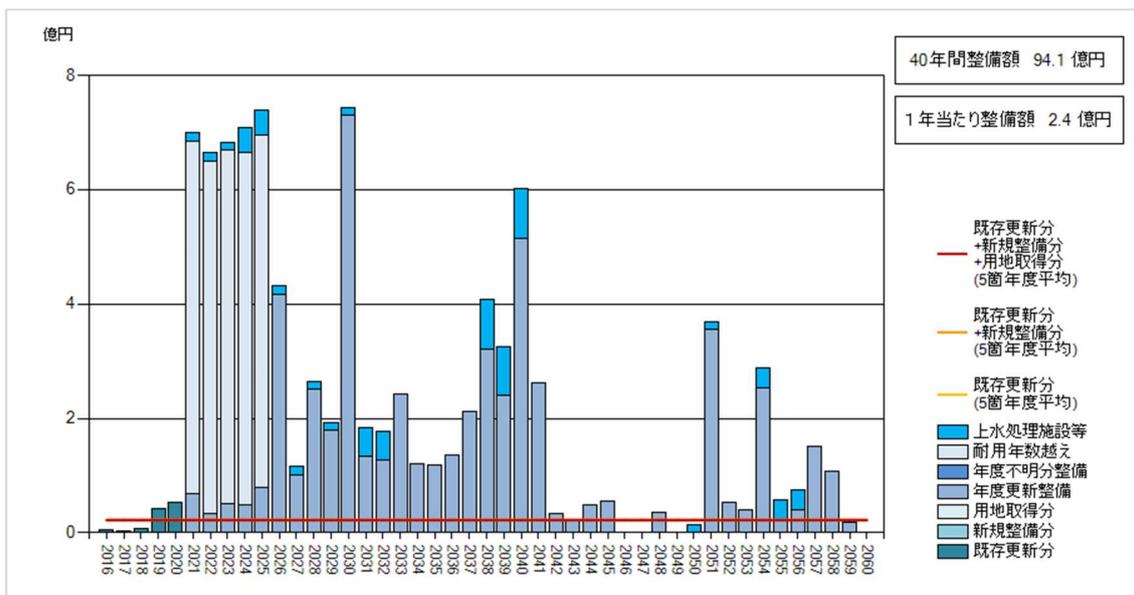


②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は94.1億円で、年当たりでは2.4億円です。過去5年間の投資的経費の実績は年平均0.22億円（グラフ中の赤線）であることから、約11倍の費用が必要となります。

既に耐用年数を経過している管もあり、令和3（2021）～令和7（2025）年度、令和12（2030）年度の更新費用は6億円を超えています。

図 上水道の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・更新単価は次のとおりとする。

導水管	300 mm未満：	100 千円/m
送水管	300 mm未満：	100 千円/m
配水管	50 mm以下：	97 千円/m
	75 mm以下：	97 千円/m
	100 mm以下：	97 千円/m
	125 mm以下：	97 千円/m
	150 mm以下：	97 千円/m
	200 mm以下：	100 千円/m
	250 mm以下：	103 千円/m
	300 mm以下：	106 千円/m

- ・上水道施設（建物）については、建築系公共施設の試算方法にならい加算する。

(4) 下水道

①現状

a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 18,369m で、平成 13 (2001) 年度以降に敷設されています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが、現在、町内に耐用年数を経過しているものはありません。

図 下水道管の敷設年別延長

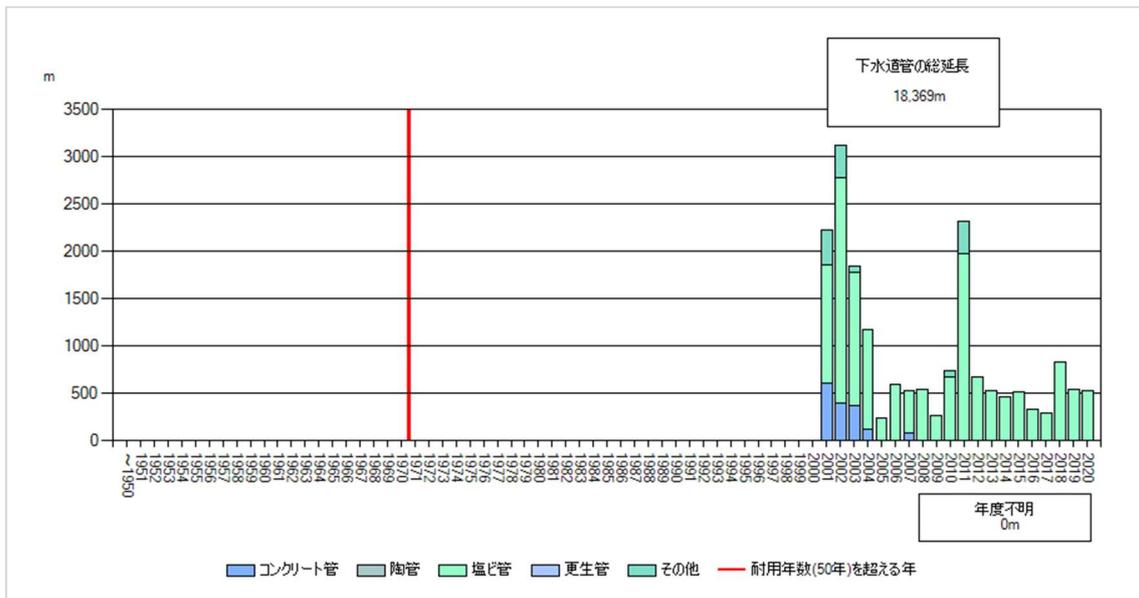


表 延長推移

	延長 (m)	うち耐用年数超過 延長 (m)
H28	15,828	0
R 2	18,369	0
差引	2,541	0

b. 有形固定資産減価償却率の推移

下水道管の有形固定資産減価償却率は、26.3%となっています。

当初計画（平成 28 年度末）からの推移をみると、約.35 ポイント高く償却が進んでいます。また、10 年後の令和 13 年度末時点には約 48.3%になる見込みです。

表 有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
1,341,341	353,337	26.3%

表 有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H28 年度末	R2 年度末	R13 年度末
21.0%	26.3%	48.3%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、平成 13 年度以降、計画的に下水道管の整備を進めています。

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分、用地取得）は、累計で 3.86 億円であり、平均 0.77 億円/年となっています。

投資的経費の内訳は、全て新規整備となっています。

図 直近 5 年の施設更新・維持管理経費

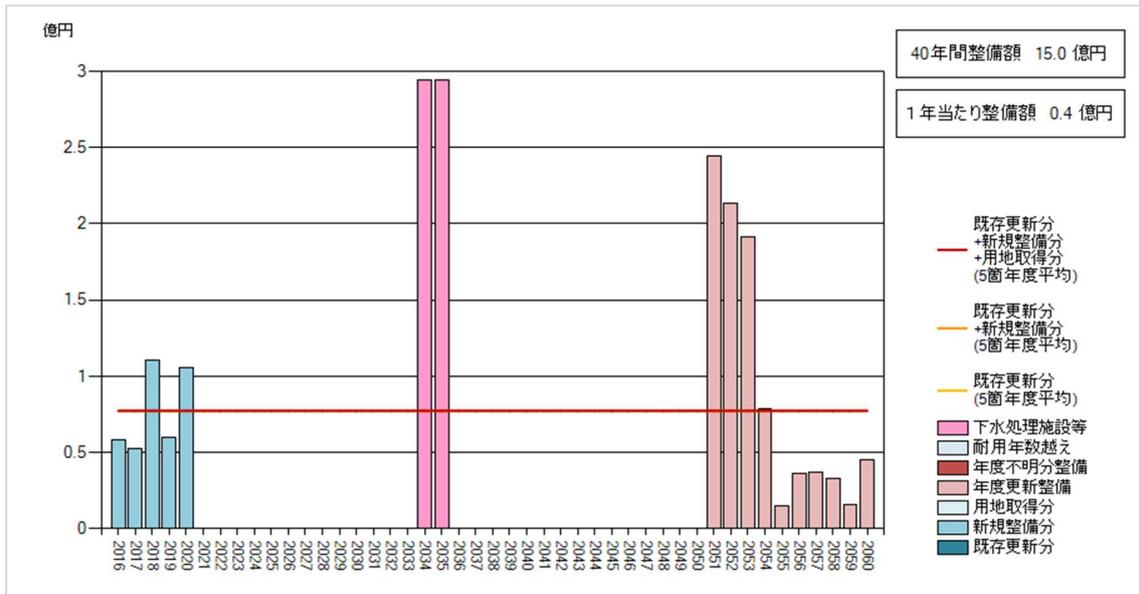


②今後の見通し

40年間にかかる費用総額は15.0億円で、年当たりでは0.4億円となっています。

過去5年間の投資的経費の実績0.77億円（年平均、グラフ中の橙色水平線）ですが、2034～2035年度に処理施設の更新が発生し、年間約3億円が必要となります。また2051年度以降に下水道管の更新費用が発生し、2054年度まで年間2億円以上の費用が必要となります。

図 下水道の更新費用



<推計の前提条件>

- ・今後新たな整備は行わない。
- ・整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定する。
- ・管径別更新単価は次のとおりとする。

250 mm以下： 61千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

3 公共施設等全体のまとめ

(1) 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

過去 5 年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分、用地取得）は年平均 8.2 億円となっており、維持管理経費は、年平均で 0.8 億円となっています。

項目別割合をみると、投資的経費では、建築系公共施設が最も高く全体の 47%、次いで道路が 35%を占めています。

図 公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

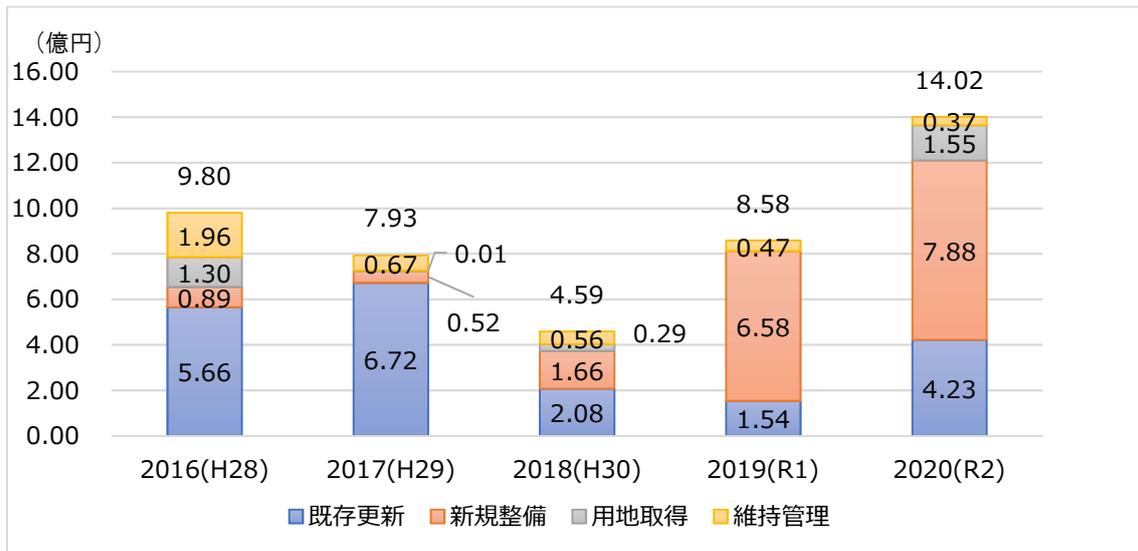
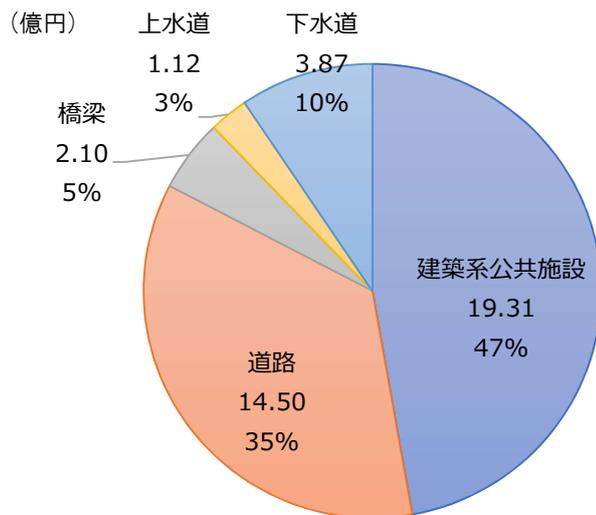


図 項目別投資的経費構成比（5年合計）



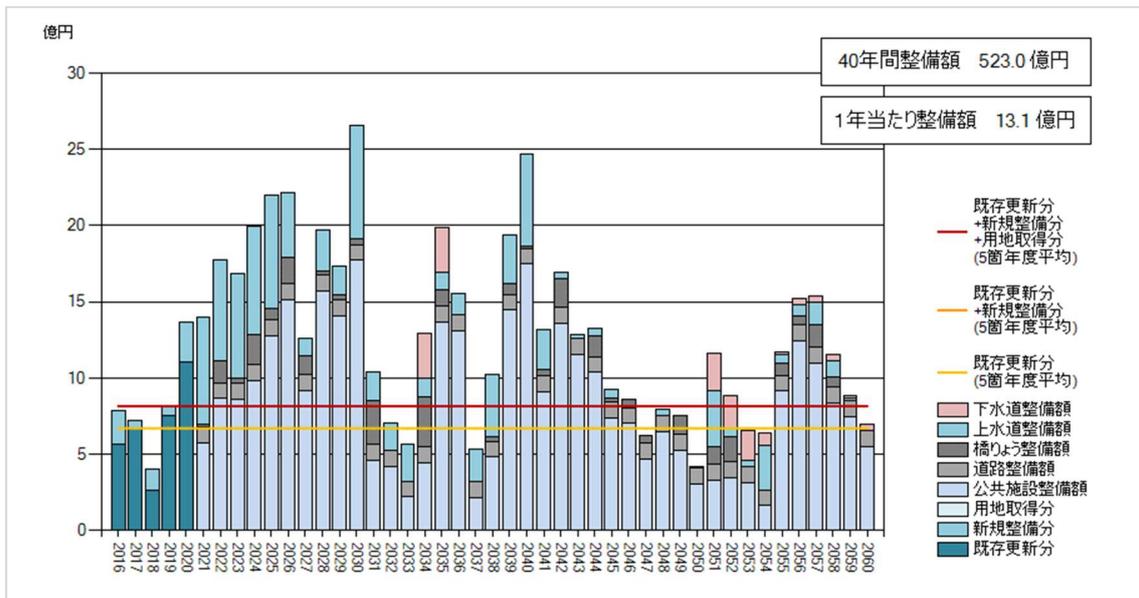
(2) 公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40年間にかかる費用総額は523億円で、年当たりが必要となる更新費用は13.1億円です。

過去5年間（2016～2020年度）の投資的経費の実績は年平均8.18億円（グラフ中の橙色線）と1.6倍となります。

更新費用の推移をみると、年20億円以上の費用が必要となる年度が2025年度、2026年度、2030年度、2040年度と複数回訪れることとなります。

図 公共施設等全体の更新費用



4章 公共施設等を取り巻く課題の整理

(1) 将来人口の見通し

木古内町人口ビジョンにおいては、出生率の段階的な向上、転出の抑制や移住・定住の増加などの施策を講じ、人口減少のペースを抑制し、令和47年には1,800人台の確保を目指しています。

公共施設は町民に対してサービスを提供する場所であり、町民の財産です。今後は人口減少により、公共施設の利用数が減少し、施設の遊休化が進む事が考えられます。また、少子高齢化の進展により、必要となる施設の内容も変化していく事も考えられます。

人口減少を抑制する施策を講じつつも、将来の人口規模、人口構造を想定しながら、公共施設総量の適切な調整、町民のニーズに対応した施設サービスの見直し等を検討していく必要があります。

(2) 財政の見通し

本町の財政状況の今後の見通しとしては、人口減少や少子高齢化の進展により、町税等の自主財源は大幅な伸びを期待する事は難しく、社会保障経費等の増大も懸念されます。

また、地方行財政の見直しの中で地方負担の増大も検討されるなど、町の財政としては今後も厳しさが増していくことが予想され、町民に最良のサービスを提供していくためには、より一層の健全な財政運営が必要となります。

(3) 公共施設等の現況と更新費用の見通し

本町は、建築系公共施設71施設、149棟、86,424㎡のほか、道路・橋りょう・上下水道等の土木系公共施設を保有しています。

今後40年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は523億円、年平均では13.1億円となり近年の投資的経費実績額の1.6倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が半数を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、未利用及び必要度の低い保有施設の削減を図ることが必要です。

インフラ系施設についても、道路は一定の経費が将来的に必要となるうえ、上水道は既に耐用年数を経過している管は約35%を占めており、今後は多くの費用が必要となります。町のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進める必要があります。

将来の更新費用の推移は、仮に全ての施設等で耐用年数に更新を行うとすると、ほとんどの年度で10億円以上の費用がかかっており、特に2025～2026年度と2040年度には20億円以上の費用が必要となります。

5章 公共施設等マネジメントの理念と目的

1 計画の理念、目的

本計画では、今後の町の公共施設等のマネジメントの理念と目的を以下に定めます。
これは、将来のまちづくりの第一歩として、町が住民理解の上で、当町にとってふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

【理念】

本古内町の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目的】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第1歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の3点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

- ①行政の努力 : 公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
- ②住民との協働 : 受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
- ③民間活力の活用 : 可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

2 計画の推進体制

総合管理計画の策定に当たり、建設水道課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。建設水道課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

以下に建設水道課の役割を挙げます。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
- ③公共施設等に関して財政係と密接に連携する。

また、建設水道課は次の項目を実施していきます。

- ①財政との連携 : マネジメントの基盤となる財政に関し、財政係と連携を密にします。
- ②住民との協働 : 住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。
- ③職員の意識改革 : 職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

3 公共施設等のコスト、数量に関する数値目標

現状のまま既存の施設を大規模改修・建替えをしていくと、将来、費用不足が発生します。対策として、次の2点が求められます。

- 特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐため費用の平準化
- 大規模改修・建替費用を少なくするため保有施設総量の削減

当初計画においては、投資的経費実績を踏まえ、令和 38 年度までの施設保有面積の削減量の目標を以下のように設定しており、継続して推進することとします。

令和 2 年度末時点の保有面積は 86,424 m²であり、当初計画時点から 1,693 m² (2.0%) 増となっており、目標面積まで更なる削減が必要となります。

施設保有面積の削減目標

令和 38 年（平成 28 年から 30 年後）までに施設保有面積の 32～48%程度を削減



6章 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の3つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

- ・人口減少を見据えた整備更新
- ・住民ニーズへの適切な対応
- ・民間活力の積極的な導入

1 人口減少を見据えた整備更新

本町の人口は、引続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

(1) 人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

今後は公共施設等の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設等を適切に維持管理・運営するためにも多くの費用が必要となります。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

また、不要となった施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に充てることにより、財源の有効活用を図ります。

(2) 既存公共施設の長期使用と予防保全・機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、照明のLED化や暖房機器の省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

(3) 民間への整備費補助と不要施設の売却

近年、公共的な役割を担う主体は多様化しています。行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、民間や自治会、社会福祉法人、NPO 法人などに施設整備費を補助し、公共サービスを提供してもらう方法も考えられます。

また、廃止した公共施設や不要となった施設を積極的に売却し、売却資金を次の整備費用や改修費用の一部として活用したり、基金として積み立てたりすることで、公共施設等を通じて資金が循環するシステムの構築を図ります。

2 住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

(1) 用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

(2) 公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本町の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料は、公共施設を利用する人と利用しない人との公平性に考慮して、公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料等を適切に設定します。

3 民間活力導入の検討

簡素で効率的な町政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、町の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

(1) 住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力導入の検討

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に民間活力の導入を検討し、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主体の利点を活かし、協働で推進します。

(2) 公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

(3) 住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

7章 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として7項目を設定し取り組みます。

- ・点検・診断等の実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・統合や廃止の推進方針

1 点検・診断等の実施方針

- ・施設は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
- ・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。施設の長寿命化を図るために快適性、環境負荷性、社会性等についても評価を実施します。

(1) 点検・保守・整備

建物は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって建物の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、自ら実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

(2) 施設の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性について簡易な診断を実施することを検討します。また、施設の長寿命化を図るために、快適性、環境負荷性、社会性などの項目についても評価を検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・維持管理及び修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。
- ・アクションプランに基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理、インフィル（内装・設備等）の計画的保全、及び施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

(1) 維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、町と受託者が役割分担に応じて速やかに対応します。

清掃は、建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、劣化防止としても重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

(2) 更新・改修の実施方針

不具合が発生した都度対応する事後保全ではなく、計画的な保全を実施していくことが重要です。

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。そのためインフラを適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠です。総合管理計画、アクションプランの中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要です。

更新する場合は、総合計画との整合性を保ち公共施設の効率化や縮小化の観点から、単独更新以外の統合や複合化について検討します。

3 安全確保の実施方針

- ・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
- ・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。

4 耐震化の実施方針

- ・定期的な点検、適切な改修を実施し、耐震性能の確保を図ります。

町では、学校施設やスポーツ施設、公民館等、多くの町民が利用する施設、防災拠点となる施設の耐震化を優先的に進めており、現時点での建築系公共施設の耐震化率は100%となっています。今後は定期的な点検、適切な改修を実施し、耐震性能の確保を図ります。

5 長寿命化の実施方針

- ・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
- ・建替周期は大規模改修を経て60年とし、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って80年まで長期使用します。

(1) 総合的かつ計画的な管理

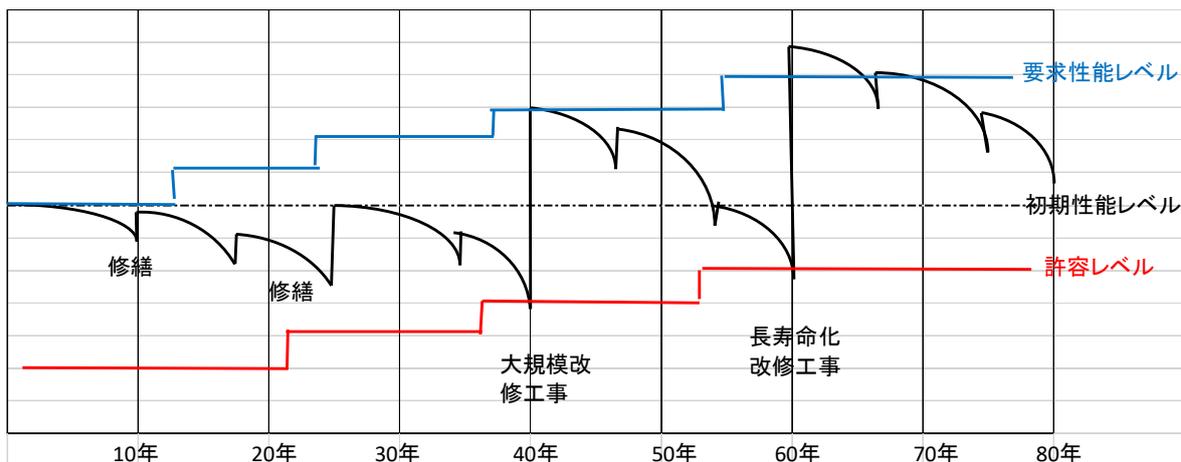
診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

既存の公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

(2) 計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。
本町の公共施設では、建替周期は大規模改修工事を経て 60 年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って 80 年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

図 長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ



建設から 40 年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から 40 年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6 ユニバーサルデザイン化の推進方針

・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「北海道福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

7 脱炭素化の推進方針

- ・ 公共施設等の建替え、改修等にあたっては、ZEB 化の検討、省エネルギー設備や再生エネルギー設備の導入を推進します。

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量の削減等の脱炭素化に向け、行動計画の策定を検討するとともに、公共施設等の建替え、改修等にあたっては、ZEB 化の検討、省エネルギー設備や再生エネルギー設備の導入を推進します。

8 統合や廃止の推進方針

- ・ 7つの評価項目において診断し、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。
- ・ 住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

総合計画の土地利用方針や関連計画との整合を図りながら、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断し、老朽化した施設の改修撤去計画を策定します。

- ① 施設の安全性
- ② 機能性
- ③ 耐久性
- ④ 施設効率性
- ⑤ 地域における施設の充足率
- ⑥ 施設利用率
- ⑦ 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断・評価し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的かつ効率的な運用を検討 ・それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止後は、建物解体 ・施設廃止に伴う跡地は原則売却 	<ul style="list-style-type: none"> ・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について住民合意の可能性を検討します。

8章 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

第6章及び第7章の公共施設等の管理に関する基本的な考え方や実施方針に基づき、施設類型ごとの方針を示します。

尚、個別施設計画にて具体的な取組方針を示すことを基本とするとともに、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、必要となる事業を適切に実施します。

1 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設

対象個別施設計画名 : 町民文化施設整備計画

町の保有する町民文化系施設は、公民館、各地区の集会施設や旧学校施設を活用した文化施設等で構成されています。

これらの施設は、町民が集う場であり、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定避難所としての利用も想定されるため、老朽化状況を確認しつつ、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、安全性の確保や施設の効率的な維持・更新、長寿命化を図ります。

日常的な管理については、地区住民との協働により取り組む方策を検討していきます。

また、今後の人口減少等の動向も踏まえ、施設の利用のされ方等を把握・分析し、その規模や更新の方向性を検討していく必要があります。

(2) 社会教育系施設

対象個別施設計画名 : 社会教育施設整備計画

町の保有する社会教育系施設は、旧鶴岡小学校を活用した郷土資料館や埋蔵文化財収蔵庫等があります。

町の歴史文化を伝え、地区の記憶を残す重要な施設であり、個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努めると共に、施設の利用のされ方等を把握・分析し、サービスの見直し等を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

対象個別施設計画名 : 公民館・スポーツセンター整備計画
交通・公園系施設整備計画

ファミリースポーツセンターやパークゴルフ場、ふるさとの森プール等のスポーツ施設、観光交流センター、展望台等の観光施設により構成されています。

比較的規模が大きく、多くの町民や観光客に利用される施設であり、個別施設計画に基づき安全性を確保するとともに、施設の効率的な維持・更新、長寿命化により更新費用の縮減に努めるとともに、利用の増進を図るため、施設の利用のされ方等を把握・分析し、サービスの見直し等を図ります。

(4) 産業系施設

対象個別施設計画名 : 無し

産業系施設の対象となる施設は、旧恵心園であり、現在は令和3年度より民間事業者へ貸与しており、水耕栽培施設として活用されていることから、当面は現状維持を図ります。

(5) 学校教育系施設

対象個別施設計画名 : 学校教育施設整備計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容（抜粋）
8 教育の振興	・学校給食センター維持管理事業

学校教育施設は、児童・生徒の教育の場だけでなく、災害時の避難施設ともなっていることから、安全に安心して教育を受けることができる環境を維持していくため、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら、個別施設計画に基づき、日常点検、補修及び設備更新等適切な維持管理に努めるとともに、大規模改造や長寿命化改修による施設の長寿命化を図ります。

(6) 保健・福祉系施設

対象個別施設計画名 : 保健福祉施設整備計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容（抜粋）
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	・機器整備更新事業

少子高齢化の進展により、今後の需要増大が予想されることから、過疎地域持続的発展市町村計画と整合を図りながら個別施設計画に基づき、安全点検を実施し、施設の利用状況や今後の需要動向も踏まえ、効率的な維持管理に努めます。

(7) 行政系施設

対象個別施設計画名 : 行政施設整備計画

行政系施設としては、産業会館（役場庁舎）、豪雪機械センター、防災倉庫等で構成されています。役場庁舎については、町民サービスの拠点であり、災害時において応急対策活動の拠点となることに加え、指定避難所としての利用も想定されるため、これら施設の安全化及び施設機能の確保を図ります。

その他の施設についても、必要な改修を行いつつ、長寿命化を図るとともに、個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努めます。

(8) 公営住宅

対象個別施設計画名 : 公営住宅等長寿命化計画

公営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理、長寿命化を図るとともに、老朽化が進んでいる住宅については、需要動向を踏まえた建替、統合等を図ります。

(9) その他

対象個別施設計画名 : 行政施設整備計画

交通・公園系施設整備計画

学校教育施設整備計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容（抜粋）
5 生活環境の整備	・安行苑改修事業

その他の施設には、安行苑（火葬場）や教員住宅、南北連絡歩道橋、旧学校施設、公衆トイレやバス待合所等が含まれます。

個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努めるとともに、施設の老朽・利用状況等に応じて、建替え、新設、移設、除却等を検討します。

旧学校施設については、安全性の確保をした上で、今後の利活用の方向性について、町民の意見を踏まえ、検討を進めていきます。

職員住宅・教員住宅については、今後の需要動向について、庁内および学校等と協議し、適切な数量を維持します。

2 土木系公共施設（インフラ）の管理に関する基本的な方針

（1）道路

対象個別施設計画名 : 舗装個別施設計画

道路については、個別施設計画に基づき、定期的な点検を実施し、損傷箇所の早期補修や予防保全的な補修、耐用年数の長い製品の使用等により道路施設の長寿命化を図ります。

また、交通量の動向や町民ニーズ等を踏まえた優先度に基づく補修により、維持管理費の軽減、平準化を図ります。

（2）橋梁

対象個別施設計画名 : 橋梁長寿命化修繕計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容（抜粋）
4 交通施設の整備、交通手段の確保	・ 橋梁長寿命化事業

個別施設計画に基づき、定期的な点検を実施し損傷等を早期に把握するとともに、橋梁を良好な状態に保つため、パトロール、清掃等の日常的な維持管理の実施を徹底していきます。

修繕にあたっては、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避してライフサイクルコストの縮減を図ります。

（3）上・下水道

対象個別施設計画名 : 木古内町水道事業ビジョン

木古内町公共下水道事業ストックマネジメント計画

過疎地域持続的発展市町村計画の対策・事業計画（令和3～7年度） :

持続的発展施策区分	事業内容（抜粋）
5 生活環境の整備	・ 配水管更新事業
	・ 浄水場紫外線装置等設置事業
	・ 水道管移設事業
	・ 浄水場機械及び電気設備更新事業
	・ 配水場新設工事
	・ 配水施設長寿命化事業
	・ 公共下水道事業
	・ 合併処理浄化槽設置事業

定期的な管路診断を行い、布設替えによる改築だけでなく、更生工法等の導入による長寿命化を図ります。また、定期的な点検及び点検結果のデータベース化を図り、緊急度に応じた修繕のほか、予防保全を重視した計画的な維持管理を実施していきます。

(4) 公園

対象個別施設計画名 : 交通・公園系施設整備計画

公園施設には、建築物としては鶴岡農村公園の東屋とトイレが含まれます。

既存の公園施設については、日常点検や定期点検等の確認により老朽度を把握し、遊具やトイレ、ベンチ等を中心として更新を進め、更新にあたっては、耐用年数の長い製品等を用いる等の長寿命化対策によりライフサイクルコストの縮減を図ります。

(5) 河川

対象個別施設計画名 : 緊急浚渫推進事業計画

当町の管理する河川の多くは自然河川であり、大規模な工作物等も無い事から、定期的に行っている巡視等により、河川の状態を把握するとともに、危険性の高い河川については、個別施設計画に基づき樹木伐採等を実施し、安全性の確保に努めます。

9章 長寿命化対策を反映した今後の見込み

1 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定した施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本町の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標 <以下を踏まえて総合的に判断>

- 立地状況（災害リスク）
- 施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- 施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- 施設利用度

表 策定済みの個別施設計画等

分類	計画名称（策定（改定）年月）
スポーツ・レクリエーション系施設	中央公民館ファミリースポーツセンター整備計画（R2.6改訂）
社会教育系施設	社会教育施設整備計画（H31.3）
行政系施設	行政施設整備計画（H31.3）
その他施設	交通公園系施設整備計画（H31.3）
町民文化系施設	町民文化施設整備計画（H31.3）
保健・福祉施設	保健福祉施設整備計画（H31.3）
公営住宅	公営住宅等長寿命化計画（H30.3）
上水道施設	水道事業ビジョン（H29.3）
下水道施設	公共下水道事業ストックマネジメント計画（R2.11）

2 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用町有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、町の各種計画での位置づけや政策課題解決などから町が保有する必要性について検討し、町が保有する必要性が低い資産等については、情報を町内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

3 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

(1) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

①建築系公共施設

建築系公共施設については、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、個別施設計画についても定期的に見直し、長寿命化対策を図るべき施設については、予防保全的な対策の実施による施設の長寿命化とコスト縮減に努めます。

②土木系公共施設（インフラ）

道路・橋梁・上水道・下水道については、各個別施設計画に基づき、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

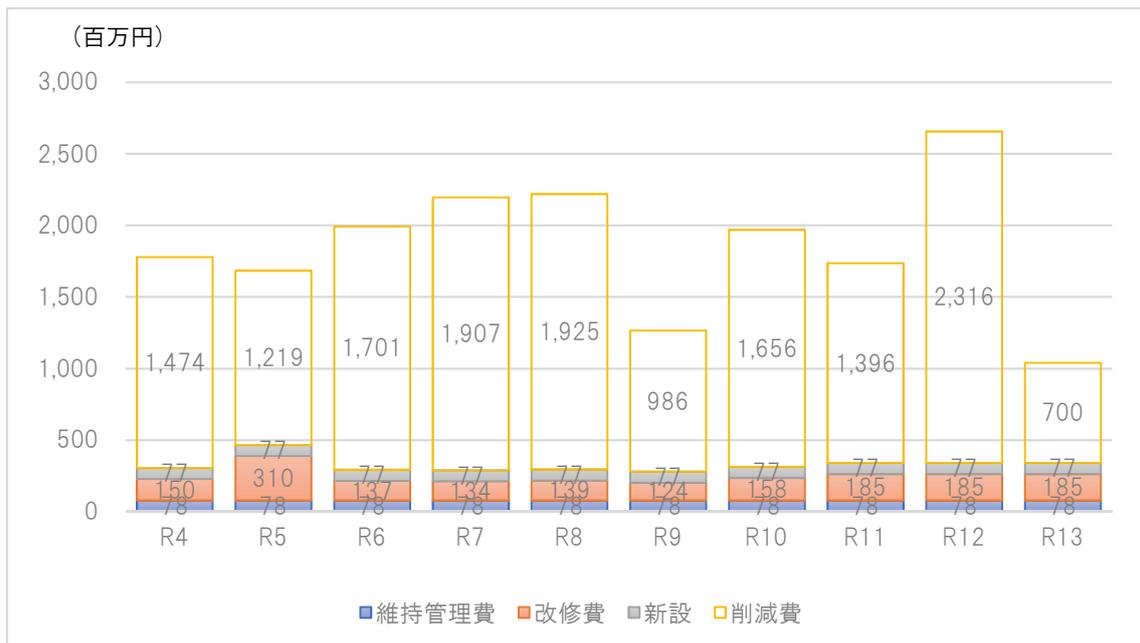
(2) 対策の効果額

公共施設等全体について、令和4年度から13年度までの今後10か年において、令和3年3月末時点の長寿命化対策を反映した各種予定事業と、単純更新した場合の見込みを比較した場合、約153億円のコスト削減効果が見込まれます（次ページ参照）。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 185.4 億円（18.5 億円／年）	総額 32.6 億円（3.3 億円／年） 152.8 億円（15.3 億円／年）の縮減

図 長寿命化対策を反映した場合の見込み



注：個別施設計画等の事業予定より算出。

10章 総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設等マネジメント推進のための横串機能を持つ組織を構築します。
- ・総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する5つの方針を検討します。

(1) 公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本町としては、各課に対し横串機能を持ち、公共施設等に対して一元管理を行い、全体の調整機能を発揮しつつ、進行管理を行うとともに方針の改定や目標の見直しを行う機能を持つ組織の構築を検討します。

また、組織内の各部門に散在する関連データの情報管理に関して、データベース化や利活用するための運用管理体制の構築等、情報管理の体制等についても検討します。

(2) 住民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき住民団体による維持管理の検討や、維持管理の成果や利活用状況など様々な情報を、住民へ提供することによって住民に開かれた公共施設を目指します。

(3) 指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用体制の検討

指定管理者制度、PPP 及び PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスを提供、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用体制の構築を進めます。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく、縮減対象の公共施設等の用途変更にも採用することも検討します。

表 行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

(4) 財政との連携体制の構築

公共施設等マネジメントの導入により必要となる経費については、全体の予算編成を踏まえながらその確保に努めるとともに、財政部門と密に連携します。

(5) 職員研修の実施

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

研修等を通じて職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2 PDCAサイクルの推進方針

- ・本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
- ・総合管理計画の進捗状況等については、議会や住民と情報を供給します。

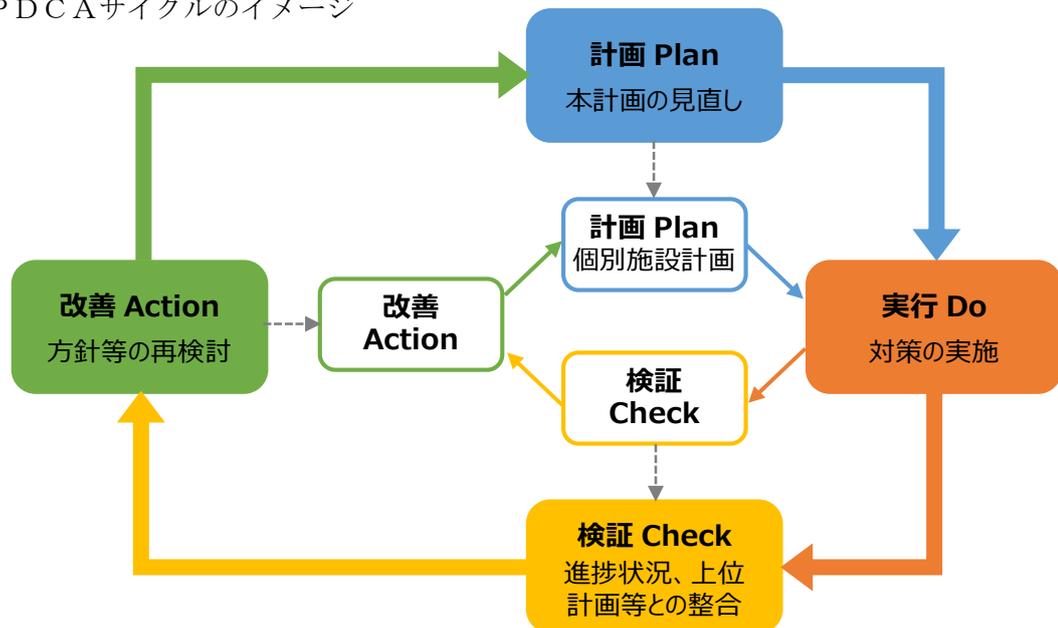
(1) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。

計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことにより、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、PDCAサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図 PDCAサイクルのイメージ



(2) 議会や住民との情報共有

総合管理計画の進捗状況等について、町ホームページ等で住民に公表し、情報の共有を図ります。

公共施設を利用或いは支えている多くの住民と行政・議会が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報等を積極的に開示します。